

## 第13回長野県治水・利水ダム等検討委員会 砥川部会 議事録

開催日時 平成14年3月24日(日)午前9時30分から午後12時55分

開催場所 岡谷市内 ホテル岡谷 虹のホール

出席委員 宮澤部会長以下19名

田中治水・利水検討室長

それでは大変お待たせをいたしました。定刻となりましたのでただいまから「長野県治水・利水ダム等検討委員会 第13回 砥川部会」を開催いたします。開会にあたりまして始めに宮澤部会長からごあいさつをいただきたいと思っております。

宮澤部会長

皆さん、今日もまた年度末の大変お忙しいところお集まりをいただきましてありがとうございました。また、幹事会の皆さん、それから傍聴の皆さん、それからマスコミの皆さん。いつも本当に心から感謝を申し上げるところでございますが、13回という大変長い回数でございました。最初は秋風が頬をさすような、そんな木枯らしの中からスタートしたわけではありますが、暮れのクリスマスのイブまでに公聴会を開くような大強行スケジュールの中で本日を迎えることができました。これはひとえに部会委員の皆さん方の地域を思う大変献身的なご努力のたまものであると、私は心から感謝を申し上げるとともに、検討委員会の私も含め6人の委員の皆さん方もそれぞれ特別委員の皆さん方の熱い思いを本当に手を合わせながら感心しながら今日に至っているところでございます。今日はこの間の16日の部会を受けまして、最終ということできりまとめでさせていただきたいということでございます。本当に大変な長い時間でもございましたですけど、それぞれ本当に熱心にご検討いただきましてありがとうございました。今日は最終のとりまとめ案ということに入っております。その中で大変議事に入る前にございますが、皆さんに素案を送るのが遅れました。その理由はですね、公聴会それから16日の部会の最終でございましたが、小沢委員さんから地震の問題についての確認がございました。今日は危機管理室長来ておりませんが、危機管理室長とそれから部会では8回目でもございましたですけど、国土交通省からダム室長がまいりまして、地震問題のことについては問題ないという答弁がございました。そういう中で危機管理室長と国土交通省と県の河川課とこの三つで話し合いをしていただいております。その結果、あとでお話ししますこの素案の中に盛り込ませていただいたわけでございますが、そういうことで昨日の午前中までにとということでございましたですけど、お送りさせていただきました。大変遅れてしまったのは、そういう経過であるということをご説明をさせていただくところでございます。それでは今日は午前中ということで、の予定で進めさせていただきますが、どうぞ慎重審議よろしくお願ひしたいと思うところであります。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。本日の出席委員19名全員でございます。条例第7条第5項で準用する第6条第2項の規定によりまして本部会は成立いたしました。

それで議事に入る前に、資料の訂正をお願いしたいと思っておりますが、基本高水について部会委員の意見ということで1枚のペーパーがございますが、その中で上から3分の2ぐらいのところから200トン以

下という欄があるかと思えます。その上から4行目、カバー率76%で214トンがよいとありますが、カバー率76%を消していただきまして、「200から」に訂正をお願いしたいと思えます。200から214トンがよいと、ということで訂正をお願いいたします。200トン以下という欄、280トン以下という欄がございますが...1枚だけなのです。すいません。綴ってあるの知らないで申し訳ございません。一番後のページです。その280トン以下の上から4行目です。よろしいでしょうか。「カバー率76%で」を「200から」ということでお願いしたいと思えます。「カバー率76%で」を削除していただき、新たに「200から214トンがよい」に修正をお願いしたいということです。そうです。よろしいでしょうか。では部会長、議事の進行よろしくをお願いしたいと思えます。

宮澤部会長

はい。それでは議事に入らせていただきます。まず、今日の議事録書名人でございますけれど、新村委員、そして小沢委員、お二人にお願いを申し上げます。

まず、部会の審議に入る前に経過等をご説明させていただきますが、今私のところにまだいろいろな方々から資料、お考えが寄せられております。それを発表する前に、まず経過等をお話しさせていただきます。

先ほど宮地検討委員会委員長さんから文書が私のところへまいりまして、休憩中の時にご覧になっていただきたいと思えますが、例の地下放水路案について、私どもが技術的な支援のお願いを申し上げました。それについて回答がきております。その回答内容について私の方で読み上げます。

去る2月24日付けでご依頼のありました上記の件について委員長からこういった問題に造詣の深い大熊委員、高田委員、松岡委員、松島委員の4人の委員にご検討をお願いしましたところ、次のような意見をいただきました、ということで技術的な面それからその他の問題点、それから三点に分けて技術的な面からご検討をいただいてそれぞれの意見がございました。そして、以上ご意見を参考にし私ども五人は総合的視点から協議を行った結果、地下放水路案は技術的には可能な案だと思われるが、なお調査検討すべき問題を多く含んでおり、現時点での限られた時間的狀況の中で責任を持って住民に掲示するに足りる技術的裏付けを与えることは困難である、とこういう文章が出されております。五人のご連名で出されております。ということでございますので、一応私どもこの案は参考ということで部会の今までの審議の中では挙げられてきたわけでございますけれど、今日この文章がまいったということで皆さんの方にご説明とご報告をさせていただきます。なお、この文章につきましては、それぞれ休憩時間の間に回覧をしていただきまして、どうぞご覧になっていただければと思うところでございます。

議題の本論に移らせていただきます。3月16日の第12回目の部会で、私ども最終的に全員の意見をお聞きして、まずこの治水計画の基本であります基本高水の問題から入っていったわけでございますが、残念なことに統一した歩み寄りができませんでした。そういう中で急きょ280で設定をしておりましたB案、これを算出方法も洪水時の、何て言いますか実測の実測量、これから算出するというご意見、それから公聴会でその意見が大変多くを占められましたので、この意見を取り上げさせていただきます。そして残念でございますが、一本にしようということでご努力を繰り返したわけでございますけれど、残念なところそこまで至りませんでした。ですので、それぞれの基本高水の考え方に基づくA案、そしてB案、それから今までの検討結果等々を列記いたしましてまとめるという形を採ったわけでございます。先ほどお話ししましたが、小沢委員さんから、とりわけ地震、ダム地の地震の問題が提起されまして、これに

ついて危機管理室長の答弁の問題がありまして、それで紛糾をしたわけでございます。それは過去先ほど申しましたように、8回の国土交通省が来て、ダム室長の方から今想定される地震の中では絶対に心配ないと、こういうご主張だったわけでございますので、これと真っ向から対立するご意見でございます。こういうことでその調整に時間が掛かったということでございます。それぞれの皆さんのご意見あると思いますので、私がお配りをいたしました素案をまずご説明をさせていただきたいと思っております。それに基づきまして皆さんのご意見、それから今ここに資料等、また五人の委員さんから案も、そのB案についての改定案みたいなものも出されております。これもまず説明する前に全部お配りをさせていただいて、それから検討させていただき、素案の検討に入っていきたいと思っております。

それでは今までここへ寄せられた資料、事務局の方でお配りいただきますようお願いいたします。

今、放水路案の問題につきましては回覧ではなくそれぞれ今コピーして、コピーできあがり次第委員さんの方へお配りするよういたしますのでご了承ください。

はい、いいですか。それでは私から3月16日の12回部会におきまして報告をまとめ、素案を送らせていただいたものでございますけれど、もう一回確認の意味で全部ふれさせていただきたいと思いません。傍聴の方々にもお配りをしている...いてくれるんだね。はい。それではそういうことでございますのでお願いいたします。

「長野県治水・利水ダム等検討委員会 砥川部会報告書(素案)」

第1部、砥川部会における治水・利水対策案でございます。13回の部会及び3回の公聴会を開催し、その中で議論を重ねた結果、部会としては以下の2案を提案することとした。また、公聴会においては「河川は溢れては困る」という原則を流域住民と想定氾濫区域住民の声として確認をした。

まずA案と私どもは呼んでおりましたダムプラス河川改修案であります。基本高水流量秒280トンのうち、河川の流下能力200トンを超えた80トンは土砂流出の比較的少ない東俣川にダムを建設してカットし、河川改修は流下能力200トンに満たない箇所を改修する案。地元行政の代表者、他の委員及び流域住民の中からも、早期着工や従来の治水安全度を確保できるA案を押し声がございました。利水については、上下水の水源として岡谷市へ1万トン、秒でございます。これは日だなあ。ちょっとすみません、これ間違っていますね。恐縮でございます。日1万トン、それから下諏訪町へ日1千トンダムから供給する。利水これ検討委員会の利水ワーキングの給水量予測を受け、岡谷市は水源必要量を4万トンから、これ日です、すみません。日3万4180トンへ下方修正するが、現行の水源状況から1万トンは変更しないと。下諏訪町は、「東海地震、地球温暖化などに関する危機管理、渇水期の水源状況を勘案して水源必要量に変更なく、新規水源として日千トンを求める」ものとしている。

河川改修案。俗に言う私どもがまとめましたB'案でございます。できるだけ現河川敷内で河川断面の流下能力280トン確保できるように、河川の拡幅、河床の掘下げを行う案として河川改修単独案が検討されたが、国土交通省から「土堤ならば構造令上認められない。ただし、特殊構造物であれば特例として認められる。」との見解があり、B案は土堤として議論をすすめていたため、これは当初高田委員さんからは土堤ということでなくて、土堤、特殊堤とう區別をつけなくて提案したわけですが、私ども検討の過程の中で、「特殊堤というのはコンクリートでこうやって立っている、こういうのを特殊堤と言う。このようにコンクリートを表面にかぶせて覆ったものは土堤である。」という判断が示されましたので、この当初の案は明確に土堤であるということでございます。この案文につきましては高田委員さんともご連絡といたさしていただきまして確認をさせていただいております。B案は土堤として議論をすすめていたため秒280トンの断面によるB案は実現が難しい案となった。

しかし、第3回公聴会で、過去の洪水の出水量から基本高水流量を決定すべきという意見が出されたことと、委員の中からも同様の趣旨の意見があり、第12回部会において、この考え方に沿い、基本高水流量を引き下げ、B案として再提案することになった。利水対策については、地下水等の水源を岡谷市内で確保する案が提案された。これは佐原さんと笠原委員さんの方から提案された案、B案のまんま、そのまま受け取ったわけでございます。

第2部といたしまして治水対策についての検討内容をそれぞれ列記させていただきました。第1回目の部会、第2回目の部会、第3回目の部会、第4回目の部会、第4回目の部会で森林ワーキングからの報告を受けて全委員会から全委員の方々から治水対策案を発表していただきました。第5回は特に基本高水や地質について討論に入ってまいりました。第6回目で私どもの部会の中での検討内容をお示しすることは大事でありますけれど、具体的に一つの決まった案、これが行政上重要でございますので具体案として示すということで、全員合意の中で今まで出ておりました秒280トンとそれ以外の数字ということで具体的な治水対策案を検討することといたしました。第7回目の部会がこれ抜けているんだけど、第7回目失礼しました。第7回目は利水をやりました。第8回目で先ほどお話ししましたように今部会では一つの大きな議論でございましたですけど、国土交通省から関係者を来ていただきました。地質の専門家、それからダム建設の責任者、また河川の基本的な考え方等々、専門家4名の方に来ていただきまして、地質、基本高水について国の見解を聞きました。その後280トンという条件で提出された各案を審議したところでございます。それで、全員合意でこのダムプラス河川改修案と河川改修単独案の二案に絞ることといたしました。第9回目で利水関係者それから漁業関係者の意見を聴取いたしました。そしてダムプラス河川改修案、河川改修単独案についてのそれぞれの意見交換をいたしました。その中で第3案として放水路案が提案されました。放水路案につきましてもここでは全員検討も合意ということでございましたですけど、全くふれないというわけにもいかなかったものですから、その中にふれさせていただきまして、この案を幹事会でサポートしたわけでございますけれど、残念なことに技術的な検討はこれ以上できないということで、技術的な根拠、これを検討委員会に委ねたわけでございます。その結果についてはあとで皆さんのところにお配りしますが、先ほど私の方から発表させていただいたとおりであります。それから第10回目でございますが、河川改修プラス放水路、これを検討させていただきました。今のとおりでございます。その他、利水のとりまとめ素案について検討をいたしました。第11回目でございますが、利水ワーキングの最終報告がございまして、また再度このダムプラス河川改修案、それから河川改修単独案を検討いたしました。

ここまで部会の検討がすすむ中で基本高水ワーキングの最終報告を待ったわけでございます。基本高水ワーキングの最終決定を。私どもは当初から検討委員会と部会はキャッチボールするというところでございました。森林ワーキング、そして利水ワーキング。それぞれ統一案が私どもに示されました。残念ですけど、基本高水ワーキングの方から私どもには具体的な案が示されませんでした。それで第12回目の部会が開催された3月16日になっても基本高水ワーキングから報告がまとまらず、案の一本化が困難になったため、各部会員からの基本高水の意見を求めさせていただきました、そしてそれに合った治水計画をまとめることにしたわけでございます。その結果は地元から選ばれた特別委員の考え方は別紙のとおりであります。今、先ほどお配りさせていただきました改修がございましたところでございます。それでその結果私ども、私も入れまして19名、私除いて18名でございます。その人たちのご意見でございましたが、今回は統一意見になりませんでしたので、ここに列挙をさせていただきました。当初この部会は地元からの意見を聞けということでございますので、地元から選ばれた特別委員の考え

は他の紙に書いていますけれど、その内容は河川法の、河川計画をつくる時のものでありますが、想定洪水氾濫（はんらん）地域や河川に関するところ、流域住民ってということでございますね。そのうちのこの中からいらっしゃる4名の特別委員を含めた6名は現状の今まで進めてまいった秒280トンをお願いしたいと、こういうご意見でございました。それから河川法に規定されております、河川整備計画を立てる際に意見聴取することになっております地元行政の代表者、今日もおみえでございまして、岡谷市長さんならびに下諏訪町長さんは秒280トンは最低条件である、ということで余裕をもっていただきたい、こういう意見が提出をされました。その他、この関係住民ということは過日も税金を払っているのだから他の町民も市民も関係住民じゃないかと。こういうことではございましたが、国土交通省に調べました結果一応流域住民ということが中心であるという考え方でございます。流域住民ってことは氾濫住民ということで、税金を払っているからとの判断については、若干関係住民としての関係は薄くなると。こういうようなご意見ということを確認いたしました。特別委員、地元から出ている岡谷市と下諏訪町の特別委員でございますけれど、その5名の方は過去の洪水時の出水量から基本高水流量を設定すべきだという意見でございました。こういう状況の中で13回の部会のほか、公聴会が3回開催され、治水対策についての公聴会は第1回と第3回の2回の状況で確認されました。第1回目の公聴会、第3回目の公聴会では、この中でもこの部会でも多少床下浸水くらいはいいじゃないかと、こういうようなご意見もございましたですけど、溢れてしまうことを前提とした治水対策は困るという意見が大多数でございました。また第3回目の公聴会では、過去の洪水時の出水量から基本高水流量を設定すべきだという意見が大変強く出されまして、これを第12回部会で議論の結果、この意見をB案として採用する一つの案として絞ったところであります。

部会の趣旨は地域住民の意見を十分聞くことにありますが、地域から選ばれた特別委員の流域の治水対策に対する考え方が最後まで一本化できず、砥川部会の治水対策案は以下の2案を列記するというところで検討委員会に挙げるということをして16日の12回の部会で確認をさせていただいたということでございます。そのことにつきましては、今その後に二つの案を示させていただいております。

第2章でございます。第2章から最後まで。これは経過でございますので、事務局の方から読み上げていただきますようお願いいたします。

#### 田中治水・利水検討室長

それでは第2章から、基本高水についてからご説明いたします。座ったままで。

基本高水流量の考え方。基本高水グループの見解。洪水防御計画の基本となる砥川の基本高水流量280トンは、全国的に行われている方法で算出しており、比流量をみても、無理して出した数値ではない。これは第3回の砥川部会での報告です。

平成11年6月30日の降雨パターンを引き伸ばして計算すると、ピーク流量320トンが算出され、基本高水流量280トンを上回ったが、基本高水ワーキンググループの共通見解では部会で判断すべきとしている。これは第4回のワーキングからの報告です。

また、建設省河川砂防技術基準（案）及び同解説におけるカバー率に関する記述について、基本高水流量は総合的判断で決定されるべきものであり、河川砂防技術基準（案）を常識的に読めば、カバー率は50%以上で選択すればよい。これは第8回の報告です。

次にカバー率についてでございますが、「建設省河川砂防技術基準（案）」の「カバー率50%以上となるが、1級水系の主要区間を対象とする計画においては、この値が60～80%程度となった例が多

い。」という記述の解釈をめぐって議論があった。この基準を作成した国土交通省に部会への出席を求め、その経過と考え方を聞いたところ「建設省河川砂防技術基準（案）には「カバー率は、ほぼ同一条件の河川においては全国的にバランスがとれていることが望ましい。」とあり、単に80%でいいとか、60%でいいとかというものではない。カバー率を先に決めるのではなく、適切な降雨パターンを決めるのが前提。最大流量がでる計画降雨が妥当ならば、それを採用すべきで100%のカバー率となる。これを下げようとするならば、安全度を下げるのが筋である。」という見解でありました。

それから3番目。基底流量についてですが、基底流量と直接流量の分離方法をめぐって、議論がありましたが、基本高水ワーキングでは、現在設定されている一次流出率と飽和雨量は採用し得るパラメータとして大きく離れた数字とは考えられないという見解が出された。

それから基本高水流量の決定でございますが、部会委員の意見は「できることであれば基本高水流量の数値に若干の余裕数値を持つことが可能とするなら、平成11年6月30日の降雨パターンを引き伸ばして計算したピーク流量320トンを検討すべき。」という意見それから「貯留関数法は計算上だけだとされた架空の数値である。もっとわかりやすい切り口で基本高水を検証すべきだ。平成11年6月の日には100年確率の雨量が降った。その実測流量は160トン以下と考えられる。この豪雨ですら破堤していないのだから、200トン前後の設定が妥当だ。」と大きく分かれました。

それから第3章の地質でございますが...

宮澤部会長

ちょっと待ってください。今までご意見、基本高水の決定についてのご意見二つ載せさせていただきましたですけど、これは際立ったご意見だというふうに思いましたので、このお二人のご意見を載せさせていただきます。ここのところに列挙をさせていただいたわけでございます。続きまして第3章お願いします。

田中治水・利水検討室長

第3章、地質についてですが、ダムサイトの地質です。この問題については、ダムの建設は可能と判断した国・県の見解とダムの建設は不適当とした委員の見解が平行線のため、それぞれ併記する。

まず、基礎岩盤の評価ですが、ダム位置の岩盤は石英閃（せん）緑岩で、基礎岩盤としてしっかりしている。熱水変質帯が貫入しているが、ボーリング調査からその分布が局所的であることが判明している。また岩盤のせん断強度試験を行い、岩質ごとに強度を評価した結果、基礎部の平均せん断強度は地震時にも、4倍の安全率が確保されている。岩盤の亀裂にはカーテングラウトを施工することで、遮水性も確保できる。

それから、硬い岩盤と軟らかい岩盤が繰り返してきて、亀裂の多い岩盤である。カーテングラウト等工費がかさむ。不均質な岩を平均せん断強度で評価するのは疑問である。というご意見が出されております。

それから断層の評価でございます。独立行政法人土木研究所地質官の意見では、文献調査、航空写真判読、現地調査を実施した結果、ダムに影響を及ぼすような断層はないと判断している。最新文献である都市圏活断層図にも指摘されていない。

それから、諏訪地域は中央構造線と糸魚川 - 静岡構造線が交わる交差点である。都市圏活断層図は東俣について詳細な調査をしているわけではない。ダムから2キロメートル（km）下で第4紀断層を見

つけたので、ダムサイトに影響を及ぼすかどうか詳細な調査が必要である。

まとめとして、ダムサイトの基礎岩盤は部分的に弱部があったとしても土木工学的にはダムの建設は可能との独立行政法人土木研究所地質官の報告があった。ダムの耐震設計は河川管理施設構造令によっており、下諏訪ダムは強震帯の設計震度上限0.15で設計し、さらに構造物の安全率を4倍確保している。平成7年の阪神・淡路大震災をきっかけとしてダムの耐震性に関する評価委員会をつくり、現行のダム耐震設計基準で設計されたダムを調査した。その結果、現行の基準で十分と評価している。今の設計でほぼ間違いなく安全なダムができるとの国の見解がある。しかし、近年発生が懸念される糸魚川 - 静岡構造線に沿った地震に関連した調査の結果と、検討委員会の地質専門委員が指摘したダムから2キロメートル (km) 下の断層の評価によっては注意を要する。以上です。

#### 宮澤部会長

はい、このまとめのところでございますが、先ほどお話しをさせていただきましたように危機管理室長の方から出されている地震の問題がこの前出されたところ。これは高田委員さんから算出の方法が違うのでということでお話しがございました。しかし、小沢委員さんからそうは言ってもこの問題は列記しといていただいた方がいいということ、その後再度ご意見としていただきました。そういう経過もふまえて、近年発生が懸念される糸魚川 - 静岡構造線の地震に関連した調査、これは調査をこれからやるということでもございましたし、その結果、また検討委員会の中で地質の専門委員、松島委員さんでございますが、ダムの下2キロ下のところに断層があると。これがどの程度の問題があるのかということは今後の調査と、こういうことでもございましたので、この今後の調査を受けては注意を要すると。こういう文言にまとめさせていただきますところでございます。

第4章お願いいたします。

#### 田中治水・利水検討室長

では第4章の森林についてですが、森林の現況です。砥川流域の森林は人工林率が60%と高く、樹種別にみるとカラマツの44%、人工林の73%を占めている。保安林率は全体の14%で県平均50%に比べ低いのがこの流域の特徴である。なお、東俣川を含む砥川流域における国公有林、私有林とも森林の整備状況は良好である。

それから森林の変遷についてですが、森林ワーキンググループが1961年と2000年のおよそ40年間で、森林の状態がどう変わってきたのかを航空写真を使って分析した。森林の面積は約180ヘクタール (ha) 増加している。これは上流の草地の樹林化によるものと考えられている。

森林の質的变化をみると、広葉樹林の人工林化、草地、農用地への造林が行われたため、人工林がこの40年間で約960ヘクタール (ha) 増加した。

森林の発達段階でみると、40年前は林冠が閉鎖しない段階の10年生以下の林が全体の23%、一方で50年前後の成熟・老齢林は1.6%であったが、以後40年経って現在では10年生以下の林が2%強と大幅に減り、逆に成熟・老齢林は12%増加した。従って砥川流域の森林は人工林化が進んだと同時に森林全体としては成熟化の方向に向かっているといえる。

森林の保水能力についてですが、森林はその土壌により、雨水を一時的に溜め込む働きをもち、砥川流域の森林土壌は雨量換算で100ミリから150ミリ相当を保留するものと推定される。これは、森林土壌の保留可能量を表したもので、様々な降雨条件によって、この換算降雨量以下でも降雨の一部は

流出することがある。

それから森林の保全ですが、砥川流域の森林は人工林率が60%と高い地域だが、保安林や公有林を中心に間伐等森林整備が進んでいる。部会の現地調査でも流域の森林整備が良好であると評価した。しかしながら、砥川流域の保水力の維持・向上を図るためには、人工林の間伐等森林整備を継続的に行う必要がある森林について、住民と行政が一体となって森林の整備、保全に取り組む必要がある。また、上流の保安林において、荒廃地復旧や不安定土砂の流出防止等の治山対策をすすめる必要がある。以上です。

宮澤部会長

森林につきましては上流部へ足を運ばしていただきまして、非常によく整備をされているということを確認させていただきました。特に植木森林ワーキングの座長さんから、今後とも一層の住民と行政が一体となった森林の整備・保全に努めているべきであると、いうことで成熟林の対応等々含めましてご要望がございました。その点を入れさせていただくとともに荒廃地の復旧それから不安定土砂の流出防止等々の問題につきましても、森林の一層の整備を図ってもらいたいと、こういう文言をここに列記させていただいたわけでございます。続きまして第5章お願いいたします。

田中治水・利水検討室長

第5章です。その他治水対策ということで、土砂流出対策です。砥川流域は落合から上の河床変動が激しい。下諏訪町史によると、24基の堰(えん)堤が建設されたが、現在その堰堤は確認できない。護岸と思われる石積みが現河床より10m上に残っている箇所もあるとの報告もあり、河床変動の激しさはうかがえる。いずれの治水対策案も、砂防ダム等の土砂流出対策は必要である。以上です。

宮澤部会長

はい。この問題につきましても、スリット砂防ダムも含めまして、いろいろな検討もさせていただきました。砂防ダムの位置等々のことにつきましても、部会では一応検討、それぞれの意見も出させていただきましたので、それはその後の資料も含めまして、この提出する部会長まとめの中に全部まとめて提出させていただく用意でございます。

はい。それでは第3部に入らせていただきます。私ども今回の検討は当初東俣川にダムをつくると。それがダムをやめるという「『脱ダム』宣言」から発して、その総合治水の問題点のことについてふれてきたわけでございます。本来でございましたならば、この問題についてはこの経過がなければふれる問題ではなかったわけでございますけれど、この経過からきている経過を含めまして、この利水問題のことについてふれさせていただきました。それでは事務局から章ごとにご説明をお願いいたします。

田中治水・利水検討室長

はい。7ページでございますけれども、第1章の利水対策検討経過でございます。第5回に上水道について、給水量、水源対策の現況における問題点を整理しました。それで、第7回では利水ワーキンググループから給水量予測、水源対策についての検討結果をいただきました。この報告に基づき、地下水、河川水の現状と対策及び水道事業者の事業計画等について審議いたしました。それから第9回です。漁業関係者及び農業利水関係者から利水の現状についてご意見を伺いました。第10回です。水源の水

質について審議あるいは、水道事業者から給水量、水源対策の将来計画についてのご意見をお聞きしました。それと、とりまとめについての審議をいたしました。第11回ですが、治水と利水を組み合わせた利水対策について審議いたしました。A案においては東俣川からの取水、B案においては地下水、河川水、小規模貯水池などダム以外の方法によることを検討いたしました。それで、水源対策につきましては地下水やダムによる取水について賛否両論が出されました。失礼しました、これは公聴会です。

宮澤部会長

はい。そのような経過で私ども検討経過をここで列挙させていただきました。第2章、お願いいたします。

田中治水・利水検討室長

それでは第2章の水道事業でございます。給水量予測ということで、調査検証についてです。利水ワーキンググループが委員会の要請により、第3者機関である設計コンサルタントへ委託し、岡谷市、下諏訪町における水道事業に関する水需要の実績、水道普及率及び市町村の総合計画等について把握し、平成32年度を目標に給水量の予測を行った。

推計方法は、時系列傾向分析、トレンド法です。要因別分析、コーホート法を用いて計算し、開発等による増加についてはトレンド法と社会的要因を考慮した場合のそれぞれの値を予測値とし、4パターンを提示した。提示した4つのパターンのいずれも、現在認可を受けている給水量予測値よりも小さい値となっておりますが、その原因としては、算定の基礎として用いるデータ期間の社会情勢の違いによるところが大きく影響していると考えられます。なお、今回の推計給水量は、現在取得済の水道事業計画を否定するものではありません。

それから、部会意見のまとめでございます。人口予測、8ページをお願いします。「日本統計協会、諏訪圏経営者連絡協議会、高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画などの人口予測とかけ離れていることに疑問がある。」「市町村合併資料と同じようにコーホート法を使用し、予測すべきである。」「社会的要因、開発要因など実現性が低いと思われる。」等の意見が出され、検討委員会ワーキンググループから「全国の水道事業においては、今回の予測に用いた推計方法の中で時系列傾向分析による予測が一般的であり予測値は妥当である。」との報告がございました。

それから給水量予測です。「工業用水等に関して、実現性が低いと思われる。」等の意見に対し水道事業者である岡谷市は「第3次岡谷市総合計画において人口6万人を目指しており、それに向けて努力している。また、工業立市を標榜しており水の確保が不可欠である。」との意見が出されました。「新規水源開発量は不要または減じることが妥当。」との意見について岡谷市は、「水源必要量として取水計画を、利水ワーキンググループからの調査報告を受け3万4180トンに下方修正するが現行の水源の状況から、新規水源は東俣川からの1万トンは変更しない。」とし、また、下諏訪町は、「東海地震、地球温暖化などに関する危機管理、渇水期の水源状況を勘案して水源必要量に変更なく、新規水源として1千トンを求める。」といたしました。続いてよろしいですか。

宮澤部会長

はい、どうぞ。

田中治水・利水検討室長

水源対策でございます。地下水ですが、1つとして対策案の1として高度浄水といことで岡谷市は、汚染が基準値を超えるなど、汚染の状況が進んでいる水源については、事業許可者である国との協議の結果、平成9年に高度浄水施設を設置し、トリクロロエチレンを基準値未満に除去しているため、引き続き水道水として利用していく。

それから新規地下水源については、新規水源を地下水に求める。

それから、現状把握ですが水道水源として岡谷市の上水道水源は、約8割を地下水、湧水などに依存しております。現在岡谷市の水道水源21カ所の内、地下水を水源とする5カ所（片間町、宗平寺、東堀、河原口、川岸第2）に高度浄水設備を設置しております。

汚染については、市内のほぼ全域にトリクロロエチレン等による地下水汚染が確認されている。それから水位低下でございますが、現在岡谷市の水道水源21カ所の内、地下水を水源とする4カ所（常現寺、片間町、御用地、花岡）で水位低下が見られるということでございます。

それで、部会意見のまとめとしまして「岡谷市の地下水汚染は特定地域の汚染が進んでいるのではないか。」「地下水利用の可能性や汚染状況等水文調査を含めて行うべき。」との意見が出されました。岡谷市は「既に地質汚染の専門家からの調査結果が出ているが、非常に深く、広範囲に広がっていて簡単に除去するのは不可能である。」また、市内の新規地下水源への対策として「昭和48年に西山地区水資源調査を行っているが、調査の結果西山地域からは水は取れないと判断した。新規井戸の利用について全市にわたって不可能。」との報告があった。

汚染されている水源井戸について、「他地域への汚染の拡大防止、地下水浄化、保全などの観点から現在の井戸から揚水し水道水源の継続を求める。」との意見と、「地下水汚染の状況及び水源の水位低下の問題があり将来に向けての安全、安定性に課題がある。」との意見があった。

水道法第5条には水道水源について「できるだけ良質な原水を必要量取り入れることができるものであること。」と規定されております、岡谷市及び下諏訪町は「将来に渡る生命の元である水対策として、汚染の進んだ井戸を将来閉鎖し、汚染の無い新たな水源を求めたい。」との意見が両水道事業者から出されました。

河川水等ですが、対策案としまして表流水取水です。砥川又は横河川の現在の流量から取水する。またダム等につきましては、河川流量が不足する分をダムにより貯留し、河川から取水する。

それから新和田トンネル湧水ですが、これを水源とするという案が出されました。

現状把握ですが砥川につきましては、砥川における流量について、ダム計画時の調査では渇水時に正常流量が確保されていない状況である。渇水流量は年々減少傾向にある。

それから、横河川につきましては委員から提出された資料から判断すると、上流部は安定した流況であるが、渇水時には中下流にかけての流況は不安定であり、特に下流部は本来の河川としての機能を維持できない状況である。

それから新和田トンネル湧水。通年、経年において水量及び水質が安定していることが重要であるが、現在調査中である。これは平成13年10月からの…。湧水の使用に関して、県、道路公社ですがと下流水利権者、関係市町村との協議がなされておらず、権利が確定していない。現在は砥川に放流されているものの、砥川の渇水流量は正常流量を満足していない。

まとめとしまして。砥川、横河川ともに基準渇水流量が正常流量を下回る状況から、現状において新たな水利権の取得は困難であるとの報告が、河川管理者と利水ワーキンググループからありました。

現状での表流水の取水は困難だが、ダム等の貯留施設を利用することにより河川からの取水が可能であり、岡谷市は「平成5年1月22日に県と取り交わした、東俣川からのダムによる利水計画についての協定があり、水利権を有している。」という現実的な発言がございました。

多目的ダム、利水ダム等の選択は、治水対策、費用対効果、地形条件等と併せ総合的に判断すべきである。特に、国庫補助、起債の利用など財政について十分に検討し工法を決定していくべきである。横河川においては、過去にダム計画調査を行ったが、地質に問題があり計画を断念した経緯がある。ダムによる水源開発については、課題として「トリハロメタンの発生など新たな水質汚染が懸念される。」との指摘が出された、「原水の水質、自然環境、取水位置を考慮すると、浄水技術等により対応可能であり、県内では問題になっている事例は無い。」との報告がありました。

新和田トンネルの湧水について、水量、水質の安定性を判断するため、平成13年10月から調査を開始した。砥川の流況は、正常流量を割り込む期間があり河川からの取水は困難な状況。また、水利用に関する権利を確定する必要があるが、既得水利権者、市町村等との調整が必要となり、長時間を要すると考えられ岡谷市が取得できるかは不明。

それから、広域利用ということで3番目になります。対策案として両市町の水道用水を融通して利用したらどうかという意見、これについて現状把握ですが。岡谷市の日最大給水能力は、現状では日最大供給量を上回っているが、地下水水源の水位低下による能力低下や汚染が著しい水源を将来閉鎖することとしている。

下諏訪町は4千から5千トンの余裕があることになっているが、渇水期には計画量の取水に苦慮している。つぎ11ページになります。また、下諏訪町の地下水水源も基準値未満ではあるものの、硝酸性窒素等の汚染が確認されている。

まとめといたしまして、「水源水量が余っている下諏訪町から岡谷市へ水道水を融通することにより、新たな水源開発は不要である。」との意見が出された。「下諏訪町の表流水水源の渇水年における水源状況が悪く、通年安定した水源ではないこと、既存の井戸の地下水が汚染されていることなどから、下諏訪町としては、岡谷市へ融通することは困難である。」との下諏訪町からの意見があった。また、「市町村合併による両市町の共同水利用を考えるべき。」との意見が出されたが、将来の不確実な事項であるため意見を付記するということです。

それから、水道事業者の意見ということでございます。岡谷市、人口予測について岡谷市は、2008年までの将来人口目標を6万人と設定し第三次総合計画を進めている。その計画の前期5カ年計画の主要な政策目標として人口増を謳っており、全力で取り組んでいる。その可能性を水不足が原因で摘んでしまうことは許されない。工業立市を標榜しており、これを支えていく上でも水の確保が不可欠である。それから水源につきましては岡谷市の地下水は汚染されており、地質汚染の専門家の調査結果によると、非常に膨大な時間とお金をかければ汚染が浄化される可能性はあるが、現状では不可能であるとのこと。汚染のひどい井戸は閉鎖してきた経緯もあり、また現在高度浄化をして急場をしのいでいる状況だが、将来を見通した時に、砥川からの1万トンの取水を、今行うことはぜひ必要である。岡谷市長という責任のある立場で100年の大計を立てていかなければ都市存亡にかかわる重要な問題であるという認識をしており、ダムからの安定した取水を希望している。

それから、水道料金につきましては、水の確保は都市存亡にかかわる重要な問題で、水を確保するために多少の水道料金の値上げがあるが、県の平均的な水道料金の範疇（はんちゅう）に入っていれば住民も決して理解していただけないということでは無いと思う。

次に下諏訪町についてですが、給水量につきましては4千トン5千トンの余裕を持っていないと町長として町民を守っていく責任は負えない。東海地震、地球温暖化などに対する危機管理として、まず水が必要である。4千トンの水がいつも余っているのではなく、砥川の水は少ない渇水時期に下諏訪町は2万トンの水を使う。いつでも水が十分に流れているのではない。12ページになりますが、岡谷市に水を売ってあげたいが、出来ない状況である。

諏訪地域はこれから合併に向かうが、この地域を考えても水は必要であり4、5千トンの水は余裕水として考えていない。費用対効果、水道料金の上昇の関係からも1千トンの新規利水が妥当と考え安定した水をダムから取水したい。現在の地下水源も汚染されており、将来は閉鎖し東俣川から取水したい。

総括としまして、水道事業者の責務。水道法第6条及び第7条に規定する水道事業経営認可を受けた水道事業者は、水道法に適合した事業実施について全ての責務を負う。県は下諏訪町について及び国は岡谷市について、水道事業者の計画が水道法に規定する認可基準に適合するかを審査し認可する。よって、計画策定時点の市町村計画等に則って行っている給水量予測、水源施設計画、水道施設計画についての責任は水道事業者にあり、法的に県や検討委員会が判断し結論を述べるものではないが、事業者は住民の意見を聞いて判断することが望ましい。

それから検証後の課題として、水源対策の課題として、以下の事項がある。

保水能力の大きい森林の整備、水田の保全については大前提条件であり、住民、行政一体となっていくことが重要である。

2番目として、新規水源の開発に伴い水道料金の値上げが想定されるが、住民に対する水道事業者としての説明責任を果たし理解を得ていかなければならない。

3番目としまして、公共施設への中水道整備など節水に努力すべき。

4番目としまして、地下水汚染については、汚染に関する調査は引き続き行い、様々な努力により地下水を保全していくべきである。

5番目としまして、県知事と湖北行政事務組合とで平成5年度に利水に関する基本協定が締結され、岡谷市はこの協定を柱に水道計画を作成している。これを県がダム中止で一方向的に廃止することは問題である。こういったことが課題としてあげられております。以上でございますが。

宮澤部会長

はい、ありがとうございました。長い時間ありがとうございました。それぞれ利水の問題についての検討がなされました。とくに水道水の問題については、多数住民の生命の問題でありますので大変多くの意見を出され、そのひとつひとつあたっていったわけでございます。このことについては、それぞれのお考えがまっぴたつに割れました。ですのでそれぞれ列挙をさせていただきました。それで、私どもの県の立場からすれば、下諏訪町の許可、水道事業の基本はすべて市・町・村にございます。ですので、県には市町村、下諏訪町の許可者は県でございますが、岡谷市の場合につきましては国が水道事業の許可者でございます。そういうような現実も含めまして、私どもなりに検証後の課題というところで森林・水田の保全ということ大前提ということと、それから住民の皆さんの命の問題でございますから、水道事業者としてのアカウントビリティ（accountability）説明者責任をしっかりと果たしていただきたいという問題点。それから、意見でも出されまして、公聴会でも出されたわけでございますが、中水道の整備等節約の問題、等々加えさせていただきまして平成5年1月22日の県知事と湖北事業組合との利水に関する協定も表に出てまいりました。この扱いについてはこういうような問題で、片方の組合

長でございます岡谷市から大変手厳しい県に対するご意見も出されたのをその後に示させていただきますました。そんなことで、いろいろなご意見が割れたところでございますけれど、その両方をそれぞれ列記さしてまとめさせていただくという形でここは取りまとめさせていただきます。第3章、お願いいたします。

田中治水・利水検討室長

では、3章ということで漁業関係です。砥川河口は良好なワカサギ採卵場であるため、砥川の流水や河川改修工事に関係する事項について漁業関係者及び県水産試験場からの意見は次のとおりである。「ワカサギの卵は全国40都道府県へ出荷しているおり、ワカサギの採卵は諏訪漁業協同組合の運営にも及ぶ大きな問題である。」それから「比較的遡上(そじょう)の多い、主たる漁場である砥川の河口部は、水深70cm程度で現状のままを希望する。」「水深が1.0~1.5mに深くなることはワカサギの遡上に悪影響を及ぼすことを危惧している。」「工事のための漁業補償は受け入れられない。毎年全国に出荷していることに対する信用度を理解していただきたい。」それから「工事等の原因による濁りがあるとワカサギが遡上しないため、工事は2月前に済ませ、5月末まで行わないよう希望する。」「ワカサギの遡上などに関して、生育環境はデリケートである。」との報告を受けました。生活者の同意はすべてに優先すると考え扱いには最注意が必要である。ということでございます。

宮澤部会長

はい。第3章、この部会でもワカサギは全国有数の生産地区であるということでこの砥川が挙げられました。具体的にはワカサギの実際に生産していらっしゃる皆さんからご意見をお聞きし、また利水ワーキングからもそれぞれお話しを承る中でこのような結果を導き出させていただきました。またこれからどのような治水計画をするにしましても、工事は2月前に済ませ5月末までに行うように希望するというこの住民の皆さんの生きた声。これを、やっぱり大事に扱っていただきたい、こういう思いでここに列挙をさせていただいたとおりであります。第4章、お願いいたします。

田中治水・利水検討室長

はい。第4章ですが、農業用水関係ということで、農業用の水利権については、「減反により使用量が減ったので、飲み水に利用できないか。」との意見が出されました、検討委員会ワーキンググループで調査し、当部会でも意見聴取を行い次の意見がありました。

まず砥川ですが、砥川における農業用の取水は、慣行15カ所、許可3カ所の計18カ所である。農業用水関係者からの意見は次のとおりです。「河道の現況は雨どいのようなきれいな勾配であり、また直線のため現状で良い。」「河川改修により取り入れ口が下がったり、上流へ移動したり、ポンプによる取水は管理労力、維持管理費の増、管理の危険性等が伴うため、できれば現状どおりでお願いしたい。」砥川の流況は、正常流量を保てない期間があり、安定した取水には支障があると思われる。

それから2番目横河川です。横河川における農業用の取水は、慣行9カ所、許可3カ所の計12カ所である。上流域では安定した流量があるが、中下流部では地下に伏流し河川に水がほとんど無い状況で、維持流量を確保できない期間があるため安定した取水には支障があると思われる。

以上です。

宮澤部会長

はい、ありがとうございました。農業用水の問題は減反も進んでいるのでもう少し融通できないだろうか、というご意見がございました。しかしこの地域の農業用水は多くの歴史の変遷の中で江戸時代から水に苦労し、そして多くの先達たちが汗と工夫によって現状の農業用水を維持するというので、それぞれ関係者の人たちをこちらに来てご意見をお聞きする中でご提起されたわけでございます。そういう中で私どもは、このような形の中で現状をキープしてもらいたいと、こういう意見が強かったわけでございますが、このようなまとめ方の段階の中にとどめておいたというのが状況でございます。これに皆さんから出された論点。それぞれ出された全部の資料。それからそれぞれの意見のやりとり等々を含めまして、これに添えて部会長報告にさせていただきたいと私は考えておるところでございます。これにつきましては全員のご意見をお聞きしたいと思しますので、それぞれご意見をお述べいただきたいというところでございますが、若干説明とご意見の間に時間があると思しますので、どうぞ、全員の皆さんにお聞きをいたしますので、ここで10分ほど休憩をさせていただきます、それから休憩後それぞれの皆さんのご意見をお聞きすると、こういうことに入っていきたいと思しますのでよろしくお願いいたします。

中島委員

すいませんが修正をお願いしたいんですが...

宮澤部会長

ええ、...

中島委員

...各委員の部会の意見のところですね、私の意見がですね、ちょっと私の言うことと違いますので修正をお願いしたいんですが...

宮澤部会長

もしそういうようなところがございましたらこの10分間に事務局お出しいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。では、10分間休憩させていただきます。あっ、そんなこともありますので15分間といたします。15分間休憩させていただきます。

< 15分間 休憩 >

宮澤部会長

すみません。それぞれとりまとめの内容について発表させていただきました。3月の16日に大体の方向性は確認をさせていただいております。まず事務局の方から今提出されました個所等々の委員さんからの変更事項について発表を願います。

治水・利水検討室 太田主任

すみません。では資料の修正をお願いします。まず素案の5ページですけれども、第4章森林につい

てです。1. 森林の現況とありまして、1行目ですけれども、後半の方で「樹種別に見ると44%人工林の」とありますけれども、その44%の前です、そこにですね追加です。「カラマツが全体の」と入れてください。それともう一点は、44%人工林の(、)です。もう一度繰り返します。「カラマツが全体の44%、」です。

それと、その後もう2行にですね、「なお東俣川を含む砥川流域の国有林」ってなっていますけれども、「国」と「有」の間に「公」を入れてください。「国公有林」。

それとですね、最後のページ、14ページにとんでいただいて、表になっているものです。傍聴の方は別紙になっています。1枚の紙になっております。表のタイトルは「基本高水についての部会委員の意見」その表で、280トンの区画の上から4行目です。中島特別委員さんについての意見ですけれども、これについては全部削除していただいて、前回の資料に出ていたとおりに戻していただきたいってことで読み上げます。「280トン最低基準だと考えている。プラスアルファを考慮に入れなければならない時代に入っている。」もう一度繰り返します。「280トン最低基準だと考えている。プラスアルファを考慮に入れなければならない時代に入っている。」よろしいでしょうか。それと、もう一つ細かいことですが、失礼していることあるのですが、今の同じ表の上から5行目の清水委員さんって書いてありますけれども、清水特別委員さんということで「特別」を加えていただくようお願いいたします。以上でございます。

#### 宮澤部会長

よろしゅうございますか。それでは、各委員さんのところに確認のご意見をお伺いさせていただきたいと思っております。そこで出た提案は皆さんからずーっと聞いた上で検討をさせていただきたいと思っておりますので、いつも申し訳ないのですが、宮坂委員さんの方からずーっと右回りをお願いしたいと思っております。はい、宮坂委員さん。

#### 宮坂委員

はい。では砥川部会の報告素案を読みまして、まず第一に感想がですね、第1ページにつきまして私たちが提案しております河川改修案Bダッシュ案のですね非常にボリュームが少ない。細部にわたっての検討がされていないということで、ここに対して私たち5人が提言をいたします。

今お手元に別紙2枚があるかと思えます。題名は「B改定案 河川改修による砥川総合治水・利水の提言(案)」です。提案者は特別委員の笠原忠夫、小沢均、武井秀夫、佐原香、宮坂正彦です。代表して私が読み上げさせていただきます。

「B改定案 河川改修による砥川総合治水・利水の提言(案)」。砥川の治水策には、地域住民の意見を取り入れ実績流量から決定される基本高水流量に見合った河川の改修案で十分であり、河川環境や財政的にも適当と考え、以下のようなB改定案(河川改修のみによる)総合治水案を共同提案する。

基本高水流量。基準点における基本高水流量を200トン毎秒とする。

基本高水流量の根拠。1. 3月10日に行われた第3回公聴会で多数の地域住民が基本高水流量280トン秒は過大であり、実測ピーク流量を基に基本高水を決定するように主張した。具体的には160トン秒から220トン秒を基本高水流量としてB案を修正すべきという声が多かった。2. 昭和7年に現在の河川の現形がつけられて以来、砥川水系における過去100年間に洪水による人的被害は水防団員1名のみであり、砥川2600メートル地帯には過去50年間溢水はなく、床下・床上浸水もなく、大

きな破堤はなかった。当時の砥川の川幅は今より広くはなかったと推定される。この事実は砥川に160トン秒以上の出水はなかったことを示している。3.平成11年6月30日の洪水は100年確率の降雨によるものであり、かつ流出量が最大となる降雨パターンであった。この時の実測ピーク流量は160トン秒であった。この際特記すべきは諏訪建設事務所の証言で河床整理は平成5年以降行われなかったにもかかわらず100年確率の洪水を流下できた。4.異常気象による異常降雨を考えに入れて安全率を高めるならば、100年確率でなく200年とか500年とかの確率で検討すべきものであり、現行の砥川治水計画とは全く異なる体系の中で検討されるべきものである。砥川部会では100年確率に計画規模を決定した。5.平成11年6月30日の実測流量は160トン秒であった。これは貯留関数法を用いる流出解析モデルに従い算出された基本高水流量280トン秒が過大であることを実証している。しかし、同洪水は東俣川90トン秒、砥川本流110トン秒の流量と見られており、もしピークが合えば200トン秒近くになった可能性もあると思われる。従って160トン秒に25%の安全率を考慮した。

結論。1.治水について。以上により基本高水流量は200トン秒として、それに対応する河川改修を行う。その他の総合治水対策として、1.森林整備を計画的に進め、保水力の向上と土砂の流出を防止する。2.砥川本流各所に小規模の砂防堰(えん)堤を設ける。3.木落とし坂対岸に沈砂池を設ける。4.医王渡橋上流にスリットダムを設置する。5.東俣川の河川形態を現状維持し、獅子場岩付近を遊水池とする。

2.利水について。岡谷市・下諏訪町は湖北行政事務組合をとおして1万1千トン日を下諏訪ダムから取水するとしてきた。しかし、岡谷市は水需要予測を4万トン日から3万4180トン日に引き下げた。さらに2月3日及び3月10日の公聴会において、ダムからの取水は不要であるとの住民意見が多く見られた。従ってダムによらない対策を講ずるべきと考える。1.地下水汚染、特にトリクロロエチレン等は現在高度浄化装置により基準値以下に浄化されており水源閉鎖の必要はない。むしろ土壤汚染からの大気汚染が懸念されており、早急に調査の上、抜本的浄化対策を立てること。2.地下水位低下の対策として、水源保護のため民間井戸を自由に設置、揚水できる現状を規制していくのは当然のことであり、地下水保全を図る必要がある。さらに森林整備や堤・ため池・休耕田水張り、透水性舗装や浸透枮(ます)などによる地下水のかん養をはかること。3.地下水調査を総合的に行って新規水源開発を精力的に実行すること。4.節水及び中水道利用は水田以外に有効であるので、行政が率先して啓もう・普及に努めること。5.新和田トンネル湧水の水利権問題について、道路公団・下諏訪町・和田村の話し合いに対する知事の積極的努力を要望すること。6.渇水時、水利用は飲み水が優先されること。過去の例からも表流水よりも地下水が頼りになることを認識して、地下水のばっ気による浄化装置の増強策を立てること。7.工業用水・業務・営業用水の転用を図ること。利用されない農業用水の水利権について、行政は真摯(しんし)に取り組むこと。以上でございます。

宮澤部会長

はい、次に藤森委員さん、お願いします。

藤森委員

私はダムプラス河川案の方で、たまたま公聴会におきましてもこの委員会におきましても、砥川というにはあまり洪水だとか災害がなかったというようなことを申しますけれど、これはとんでもない話し

で、ですから堤防が切れたとかどうとかっていうのは、地元の住民がその都度何回となく町有林から青木を伐ってきたりお宮から伐ったりして越水を防いでいて、そのために決壊とかそういったことが難を逃れたということをこの改正、ダムプラス改修案に対してプラスをしておいていただきたいと思います。以上です。

宮澤部会長

はい、ありがとうございました。まとめの大枠はこれでよろしいということで理解してよろしゅうございますか。はい、それでは西村委員さん。

西村委員

はい。私も読まさせていただきます、まとめについてはこれでいいだろうというふうに思っております。細かいことにつきましてはそれぞれ議事の中に残っておりますし、細かいことまでまとめますとかなりの膨大な資料になってしまうということで、大枠のまとめ方はこれで結構だろうということでございます。内容につきましても、A案・Bダッシュ案ということでございますので、それぞれの意見がそこに反映をされているというふうに思っております。もう一つ意見を言っていていいでしょうか。(宮澤部会長 どうぞ。はい、どうぞ)先ほどのBダッシュ改定案という、今宮坂委員の方からのご提案がありましたけれど、この内容につきましても私は...

宮澤部会長

西村さんね、このことについては(西村委員 後でいいですか)また後で皆さんからそれぞれ...一つのご意見でございますので、まず素案まとめていただいた中でのそれについてのご意見っていうことで、個々の意見という形にさせていただきたいと思いますが。

西村委員

わかりました。それではこのまとめについて検討委員会の方で十分なご論議をいただきたいということでございます。よろしくをお願いします。

宮澤部会長

ありがとうございました。中村委員さん。

中村委員

はい。最初に、地質についての質問は部会長預かりということでいいですね。

宮澤部会長

なんかありましたら、どうぞ言ってください。

中村委員

これは地質についてちょっと私自身、地質やっぱ福沢川の土砂崩落とかいろいろ経験している中で、やっぱ諏訪の地質というのは弱いということでもありますので、その中でもろさっていうものを感じてい

ます。私はダム地のとこに関しては国・県がしっかり調べていただいたということで、だと思っておりますので、大丈夫だとは思っておりますけども、それ以上に観音沢・霧ヶ峰、その他山の地質、それについてうんと不安を持っている人間ですので、もしそこが何かあった場合に対して怖さがあります。その中で今朝県の方にも確認願いとすることで出しましたけども、もしダム案に決まった、その時にはダム地及びその周辺、観音沢・霧ヶ峰・八島など、山についての地盤調査、それをできればできるだけ綿密にしてほしい。そしてあと地質に関しては第三者と諮っていただいて万全を尽くしていただきたい。そうしないと私たちの本当に頭の上に本当にバケツを背負っているようなものですので、そこだけはきちんと県の方はやっていただきたいということでお願いいたします。(宮澤部会長 はい)それとあと森林については、これは植木委員さんをお願いしたいのですが、今かなり偏った森林ということで、カラマツとかそういう一つの、山が一つの林業という、木になっていますので、例えば混合林とかそういう形で根の深い木と根の張る木。そういう形での山の保全ということを考えてはいただけるかどうかということでお願いしたいということです。あと岡谷市さんにちょっと私岡谷市にも多少なり税金を納めているところがありますので、ちょっとひとこと言いたいののですが、危機管理に関してちょっと甘いのではないかとということで、ダムだからダムでいいというのではなくて、総合的にこれからは利水については考えていっていただきたい。そう思います。以上です。

宮澤部会長

はい。ありがとうございました。次、中島委員さん。

中島委員

この素案だけについて言わせてもらえば、大体これでいいのだというように思います。ここについては私なりの意見がありますものですから後で述べさせていただきますけれども、やはり私は280トン最低であると。それでやはり今の最近の気象条件、先ほど私が消防署から集めたデータを皆さんにお配りしましたけれど、これはうそ偽りもない事実のわけですね。ほれで、こういうことが現実になっているというようなことを考えればですね、当然280トン最低限度であり、それに最近の気象条件というものを配慮した中でのやはり結論を出していかなければ、現実的には県民が非常に不幸なことを背負い込むことになるというように私は考えています。従って280トン、これは堅持していかなければいけないことだというように考えています。ほれで、森林の問題等もありますけれども、私は今、日本の森林っていうのは、もう最近になく緑豊かな時代を迎えているというように思います。従って、森林の保水能力という点から申し上げますと、現状の現状より高めるということは非常に難しいだろうというように考えています。ただ、森林が健全な森林であるかどうかということと、また災害に強い森林であるかどうかということは、これから山の手入れをしたりして、そしてしっかり山づくりをしていかなきゃいけないのだというように考えています。それから利水の問題ですけれども、やはりこれは岡谷市の場合だと非常に地下水の低下というのが現実に行っているわけですね。それで、これは市街化すれば市街化するほど地下水ってのはもう確実に減ってくと。そういうようなことを考えますと、当然ダムにためた水を常時安定して供給するということはやはり行政の責任だろうというように思いますし、私は消防の経験の中から言いますと、先日浅間、松本の浅間で大規模な山林火災ありました。ほれで、この報道の中でですね、皆さん気づいておいでにならないかと思いますが、私は消防やった経験からすぐわかったのですが、各貯水槽から全部水を精いっぱい揚げたわけですね。ほれでそのことのために各家庭

への給水に支障を来すだろうというテレビの報道がありました。私は岡谷市の水というものを考えた時に全部地下水で井戸からほとんど80%揚げているという現状を考えて、そして各井戸の水を揚げるポンプ能力というようなものを考えた時には、どうしても足りなくなるだろうというように私の計算では出てきます。大体5、6軒の火災でこれを消すには大体2時間から3時間かかります。ほれでこれには20台のポンプが配置します。そうすると、1台のポンプが1トンということになりますと1分間に20トンの放水能力がなきゃいけない、放水する量が確保できなきゃいけないわけですね。そうするとそれを2時間3時間やった場合には、2時間で2800トンの水がいる計算になるわけですね。だからもとのある貯水槽、岡谷の場合は40トンの貯水槽が多いわけですから、40トンだけは10基を使ったとして400トンだけは確保できますけれども、あとのものは新しく水を補給していかなくちゃいけないと。こういうことを考えると当然水が足りなくなってしまう。そういう防災面からもやはり水というのは十分余裕を取った数値が要求されるだろうと、いうように考えています。以上です。

宮澤部会長

はい、武井委員。

武井美幸委員

部会の報告のまとめ案についてご説明をいただきました。私はこの二案を検討委員会へ提出していただきたいと思います。この部会も随分と行ったり来たり議論を重ねてまいりました。一つにまとまるということは不可能で、今回の二つの案を早急に方向性として検討委員会に出してください。ダムプラス河川改修案の推進をするひとりでございます。以上です。

宮澤部会長

はい、武井委員さん。

武井秀夫委員

はい。まず冒頭に変な多忙の中、精力的に素案の報告の素案を作られた部会長にまず敬意を表します。この第4章までにわたる大変な膨大な報告なので、逐条審議をするということでもいいのかということとをまず確認して発言をしたいと思います。そんなに1行1行についての意見を述べるつもりはございません。全体的の素案のバランスと申しますか、それから申し上げますと、第1部が砥川部会においてまとめた治水・利水対策案というのは本部会の最大の眼目であります。住民の生命と財産を守るということでそれを3カ月にわたってやりましたので、それにしても大変申し訳ない言い方なのですが、第1部のボリュームが少し少ないのではないかと。もう少しページを割いていただいて肉付けをしていただけたらと冒頭に感じます。それからですね、軸についてのことで、ちょっと私の所見を申し上げます。13回の部会及び3回の公聴会を開催しその中で議論を重ねた結果、部会として以下の二案を提案することとした、という文言でございますけれども、この主語がちょっと足りないのではないかと。私の思うには部会長さん、検討委員会に以下の二案を提案なのではないかと、あるいはこれ報告書ですから、細かいことを申し上げて申し訳ありませんけれども、報告をすると、こととしたというのはカットしてもいいのではないかと私は思いますので、またご検討をいただきたいと思います。それから3行目から公聴会において河川はあふれては困るという原則を流域住民と想定氾濫地域の住民の声として確認したと

ということなんですけども、公聴会では、これはどうだろうかと、河川があふれていいという人はいないんじゃないかというような様々な住民意見がございまして、この前提についての整合性について、私はちょっと疑問、大きな疑問を持っております。地域住民の中には100年確率の雨だったら甘受するという方もおられましたし、私はこの砥川の水辺にうちをつくって40年近く住んでいるという樋口さんという方は、私の記憶ではここにそれをつくって氾濫区域だと知らなかったと。故にそこへうちをつくった以上は多少のことに関してはやはり自分がそこへうちをつくったのだから、というようなことの見方も言われたような気がしております。区画整理をされたという方の中へうちをつくられた柳沢さんって方は恐怖を何も感じないというようなことでありましたので、このあふれては困るという前提に皆さんのご意見をいただきたいし、これが必要かというふうに思います。

次にですね、河川改修案Bダッシュ案ということに関しましては、先ほど共同提案をいたしました宮坂特別委員が申し上げましたので重複を避けます。従って私たちは共同提案者のひとりとして、かつて何回の部会か忘れましたが、高田委員がこの案を流域住民の皆さんで育ててほしいということをおっしゃいましたので、このBダッシュ案の中でそういうことで地域住民が3カ月いろいろ意見を聞いた以上はあのようなことの陳述といえますか、提案をさせていただいたということをご了解いただきたいと思っております。

それから次のページのところは特にございませんが、この2ページのところで基本高水流量を決めるということで分類がございまして、下諏訪町長は280トンが最低条件だとかいうことがあります。常々部会長は基本高水は流域住民のあなた方がお決めになることですよというふうなことを当初からリードされてきて、私たちはそうだろうと納得をしておりましたので、その点もご留意いただきたいと思っております。

それからですね、3ページの2のダムプラス河川改修案、A案でございましてけれども、このところでもちょっと私が指摘して、ぜひこのところをご考慮いただきたいと思っておりますのは、東俣の環境を破壊する断層に対する検証、県の過去のデータから事業費が当初予想より増となる可能性が指摘された。このところは様々な意見がありまして、他県のダム建設の場合が完成するまでのことも関連しましてですね、ここにできましたら、もうちょっと具体的に県内ダムの事業費改定状況、いいですか、県内ダムの事業費改定状況から18ダムの事業費改定を見ると、この事業、当初より増というところは、数値的に言いますと我々の計算では1.87倍となるということですので、これは大変財政的に完成、ダムが完成した12年ですか10年後ですか、例えばの話、その時点で今の240億ということに耐えられる予算ですむかということをご指摘してある。そこをお考えいただきたいと思っております。

それからその次の4ページでございまして、カバー率についてのところこの辺はよろしいですが、基本高水流量、4の基本高水流量の決定についてというところで、ここに第4回砥川部会の林委員のご意見がございまして、先ほどの一覧表を見ましても10ないし20%高水量を上げるべきであるということをご記載されております。そこに関してちょっとあとでいいのですけれども、私はこの10ないし20%上げると、例えば計算を単純にしてみますと50ないし60トンが上がるわけですから340トンということになるわけですね。下諏訪ダム計画は基準点の280トンがダムによって80トンカットすることになっておりますので、この基本高水流量が340トン近くになると、ダム計画自体を変更するか、あるいは河川の拡幅その他について疎通性を持たせなくちゃいけないんじゃないかと私は思いますので、この辺のところをご検討いただきたいと思っております。それから私の第11回砥川部会のことで、豪雨...この辺はよろしいです。

それ以外にですね、様々の意見もございますけれども、利水等に関してひと言だけ、下諏訪の利水についてということで、58年当時に高度の政治的判断で1千トンが必要だということがずっとこの間まで持続しておりました。ここの報告書の中で見ますと、1千トンは住民のニーズによるということに変わっておりますけれども、どこの時点で新村委員はこれを高度の政治的判断という文言を削除されたのか。それを議事録で確かめてみたいと思いますが、その辺はまた後の課題にということです。大変長い時間をいただきました。あと利水のところについては他の委員に任せますので、私の全体的な、後でまた細かいことはまた提案します。ありがとうございました。

宮澤部会長

はい。清水委員さん。

清水委員

最初に文言の解釈についてちょっとお尋ねをしたいと思うのですがよろしいでしょうか。(宮澤部会長 はい、どうぞ)5ページになりますが、中段あたりですけど、3のまとめの中ですが、(宮澤部会長 はい)まとめの中の下から3行目のところに「ほぼ間違いなく」という、その「ほぼ」という言葉の解釈についてですね、ちょっとお尋ねを、どういう意味合いを持つのか。私は安全ということに対しては非常に神経質になっておりますので、今の時点で詳細設計ができていない、それからまた詳細な調査が必要だということで「ほぼ」という表現になっているのかどうか。その辺のところの確認をまずお願いしたいのですが。

宮澤部会長

はい。

清水委員

後でよろしいですか。(宮澤部会長 後で全部お話してください)もしあれだったら、はい。それが一つ文言の解釈としてお願いしたいと思います。

それから13回におよぶ部会と3回の公聴会を重ねてまいったわけでございますが、非常に大きな労力と費用を費やしてやってきたわけですが、残念ながら一つの結論を得るに至らなかったということで、私も非常に今残念に思うわけですが、しかしこの多くの議論を通じましてですね、砥川という川は非常に危険な川だということで認識の統一が図られたということ。それからその危険な川に対する対策というのはこれは急がれるのだという、ここのことの確認ができたというのは非常に大きな成果ではなかったかというふうに思います。そういったことでですね、一番第1部のところのこの鏡になるのですか、公聴会において河川はあふれて困るという住民の声として確認したというのがありますが、その欄へですね、ぜひこの部会でもって砥川は危険な川であったと、だという認識で統一したと。それに対する対策は急がれるのだという、その文言を私は加えていただきたいと、こういうふうに思います。それが唯一この部会の成果ではないかっていうふうに思いますので、ぜひその文言を入れていただきますようお願いしたいと思います。

それから意見として申し上げたいと思いますが、私は今までの議論を通じまして、ダムプラス河川改修案の優位性というのは揺るがないというふうに思っていますが、しかしどういう結論になるかは

わかりません。しかしながら、ここには岡谷の岡谷と下諏訪の利水の問題が絡んでいるわけでございまして、下諏訪と岡谷の間には1万トン取水の覚書があるわけですが、もしこれがですね、ダム以外の案に集約されるということに結果的になるとするならば、私はこの覚書というのは空文化といいますか死文化したものにならざるを得ないというふうにこれは申し上げておきたいというふうに思います。

それから私はダム建設予定地の地元のひとりでもございまして、長年私もなぜダムなのだという議論を積み重ねてきて現在ダム推進の立場にいるわけですが、そうした長年の水利権者やあるいは地権者等々の努力と協力があってですね今日の状況まできているわけですが、もしこれでダムがその選択肢から外れるということになればですね、地元のそうした今まで努力をされてきた皆さんにですね相当の補償をしていただきたいということと、少なくともこの部会の中でそういう言葉もありましたけれども、おそらく今後もし今回ダムはだめだという結論になってですね、その後においても一回ダムというような話がありまして、これは地元の住民の協力は得られない。少なくとも、私どもの目の黒いうちはそういうことではならないだろうと。このことだけ申し上げておきたいとします。以上です。

宮澤部会長

ありがとうございました。佐原さん。

佐原委員

治水についてはB案が出ましたので、それと同意見です。それから、水道、利水について前回部会長さんがまとめられたまとめ素案に対していろいろ意見を申し上げました。そして今回の最終的というか第2まとめ案を見ますと、やっぱりその時に申し上げたことが生かされていないなという感じを持ちます。私たちが申し上げたことを書いてあっても、その後行政の結論とかまとめとか、総括っていう形でもって、行政側の言い分が相当の分量でもって書かれてそれで総括されていると。ですから、私はこのまとめについては賛成できません。例えばですね、水道事業の見直しっていうことが国の方でも言われています。具体的には1999年に旧厚生省の諮問機関で「水道基本問題検討会」というものの報告が出ました。その内容は「21世紀における水道及び水道行政のあり方」というものです。その内容は、「需要者の視点」「自己責任原則」「健全な水循環」の三つを基本とすると。そして「水道水の安定供給を考える前提として、水資源が限りあるものであることを踏まえ、これを節度を持って利用するとともに、雨水等の身近な水の有効利用や雑用水の再利用に務めていくことが、21世紀の国民として、また、地球人としての基本的な責務と言えよう」と述べているわけです。私たちは国のこのような水道政策の方向も参考にやっとなきゃいけないと思うのです。その中で住民負担を重くする重複投資や新たな投資を最小限に押さえ、過大予測や過剰投資の失政を住民につけ回してきた今までの行政を反省しなきゃいけないと思います。

それから、部会長のまとめ12ページで「総括」「水道事業者の責務」として、水道法で責任は水道事業者、市町村にあり、法的に県や検討委員会が判断し結論を述べるものではないと書いていますけれども、それでは前回も言いましたけれども、一体この部会それから検討委員会は、利水問題をなんのために審議してきたのか。その根本的な問題に立ち入らざるを得ないと思うのです。厚生労働省の方も「水道計画見直しに関する国の方針」というものを出しております。これは1999年で、「水道事業は自治体の固有事務」ではあるが、国や県の事業への参加、補助金を受けて事業しているものであるかぎり、国や県や県民による精査の対象になることは当然だと思うのです。それが時代状況が要請する「見

直し」の意義であり、国の事業とか、他の県の事業においても今現実に行われていることです。厚生労働省、旧厚生省生活衛生局水道環境部は、水道に関する国庫補助事業の再評価の実施を1999年に各都道府県知事に通知しております。特にダム等水道水源開発にかかわる施設や関連施設整備事業について、その事業計画の妥当性を以下の内容から行うよう求めています。1、採択後の事業をめぐる社会経済情勢等の変化。マル1、水需要。マル2、水源の取水可能性、水質の変化。マル3、住民、受水水道事業体の要望、苦情等。マル4、関連事業との整合。マル5、技術開発などの動向の観点から、採択後の事業の進捗状況ですとか、コスト縮減及び代替案立案等の可能性。そういうようなことを都道府県知事に通知しているわけです。これがどのようにこのダム事業に生かされたのか。あるいは検討されたのか。そこらを見直してもらいたいと思います。

それから、岡谷市の方で汚染問題について言っております、9ページ、まとめ案の9ページですけれども、括弧3、部会意見のまとめ。「岡谷市の地下水汚染は…」というところですね。「既に地質汚染の専門家からの調査結果が出ているが…」この調査結果を具体的に聞いていませんのでそれをはっきりと出してほしいと思います。「調査結果が出ているが、非常に深く広範囲に広がっていて簡単に除去するのは不可能である」。それから、11ページ。1、岡谷市、括弧2。「岡谷市の地下水は汚染されており、地質汚染の専門家の調査結果によると、非常に膨大な時間とお金をかければ汚染が浄化される可能性はあるが、現状では不可能であるとのこと」と、書いてあります。実はこの人、君津市の鈴木さんとおっしゃる方で私たちは電話で話を聞いております。そうすると、地質汚染、地下水汚染は非常に深刻であるってということまでは一致しています。けれども、そっからの結論が正反対なんです。私たちの聞いたことと、岡谷市の言っていることが。つまり鈴木さんは、ダム建設をやめてそれに掛かる50億というお金があるなら、それでもって今すぐに地下水と地下土壌の浄化対策に取り組まないと取り返しがつかなくなるっていうふうに言っているわけです。ここをはっきりさせていただきたいと思います。もし、ダムから1万トン取っても、その後岡谷市が水道水として必要としているのは3万4千ですから、あとの2万4千トンが汚染されたらどっからその水をもらってくるのですか。どっから得るのですか。それから、その他に工業用水として民間の企業とか事業所が約1万トン前後を地下水から毎日揚水しています。それが汚染されたらその工場とか事業所はどっからその水を取ってくるのか。それから民間の家庭もあります。そういう工場等は食品、例えばみそですとかお酒ですとか、それから製薬工場があります。そういうところは、今は岡谷市の水は非常にいいとして生産に使っているわけです。それが対策を取らずにだんだん汚染されるままに放置していたら、将来それが汚染されたらそれらの工場は特に食品ですから閉鎖しなければならないと思います。そうした場合に岡谷市は人口増計画を立てていますが、そういう工場が閉鎖して移転なり廃業なりしたら、人口増計画ってのはそれこそ絵にかいた餅になります。そういうことで、鈴木さんもこの間配った新聞記事にありますけれども10億掛ければ調査ができると言っています。まず調査をして、その後それに従った適切な土壌と地下水の浄化対策をしないと大変なことになると思うのです。100年の計ってというのはそういうことだと思うんですね。今1万トン下諏訪からもらって済むことじゃないと思うのです。1万トン下諏訪ダムからもらうのは当面の、当座の場当たりの対策でしかないと思うのです。私は根本的な今後数百年、もし汚染されてしまったら少なくとも数百年岡谷の地下水は使えなくなってしまう。その対策こそ必要であって、そのために50億ダムに掛けるのだったら、それを調査と対策に掛けてほしい。それが最大の要望ですし、岡谷市が専門家がだめだと、手が付けられないって言ったと言いますけれども、私たちに言ってくれたことは正反対のことです。そこらをはっきりしてほしいと思います。はい。

宮澤部会長

よろしゅうございますか。次、笠原さん。

笠原委員

はい。それでは、すいません。ちょっと戻していいでしょうか。

宮澤部会長

はい。どうぞ。

佐原委員

すいません。そのことを併せまして、前回の部会で笠原・佐原意見として6ページにまとめて配ってありますので、それから新聞記事を2枚付けました。それから今まで私が出した統計の資料の一部、それを検討委員会に添付資料として挙げていただきたいと思います。

宮澤部会長

はい。わかりました。はい、笠原委員さん。

笠原委員

はい。今の佐原意見、佐原委員の意見と大分だぶるところがございます。ほれで、今佐原委員の方からありましたけれども、前回ですか出していただいた佐原・笠原案というところに大分中身がございますので、ちょっと僕の方はちょっと時間的なあれもありますので少しその点は省略させていただきます。それで先ほどの、まず治水の方ですけれどもB改正案というのを一緒にこれを検討したものでございますが、先ほど宮坂委員の方から説明がありましたのでそっちは省略させていただきます、その中の2番の利水についてというところに、利水に対する私たちの意見が載っております。これをぜひ特別委員5名の意見として取り入れるようお願いしたいと思います。

それから少しじゃあ具体的な部分で意見を言わせていただきます。まず4ページの治水の方ですが、2番のカバー率なんですけれども、この間国土交通省の方たちが来て、カバー率100%というのは結果的にそれでいいのだということでございますけれども、今県の中で検討しているのは全部カバー率100%ですね。ダムっていうことはこれ、カバー率100%にするということはすべてダムじゃないと対策できないような、基本高水量が多くなってしまうということを示しているのです。これは基本高水というのはその河川の総合治水のために決めるということになりますけれども、結局基本高水が非常に多いということになりますと、結果的にどうしてもダムでないとその対策は取れないということになって、すべてのそれが河川改修でなくてダム案になってしまうのではないかというふうに思います。

それから、そのちょっと下の基本高水流量の決定4番ですか。ここの300、11年6月30日降雨のパターンを248ミリに引き伸ばすとピーク流量が320トン毎秒になるということは、この前もちょっと指摘しましたけれども、これはもう100年、24時間で100年確率の雨をまた引き伸ばしていますので、表から見るとこれは500年以上の確率になってしまうということで、100年確率のことを検討している場合にはこの320トンというのはちょっと合わないのではないかというふうに思い

ます。

それじゃあ、利水の方にちょっと入らせていただきます。まず、7ページの第1章の終わりのところなのですが、公聴会で賛否両論が出たということで、この議事録をぜひつけていただきたい。それで、部会長さん常々地域住民の意見が非常に大切であるということで、ここはもちろん特別委員も地域住民ですけど、何にしても数か数人ということで、11人ですか、ということでございますので、なるべく大勢の意見ということで、これはぜひ議事録をつけていただければと思います。それから、これはさっき佐原委員も言いましたけど、7ページの一番下のところの「水道事業計画を否定するものではない」というこのことは、たしかにその責任者は水道事業者の市・町でございますけれども、この部会がずっと治水に、利水について検討したということの問題との関係はどういうふうに考えたらいいのか、というところがちょっと問題ではないかというふうに思います。

それから次は8ページの上のところでございますけれども、これまあトレンド法とかコーホート法とかっていうことが書いてございますけれども、これはちょっとまとめというには少しあわないので、そういうような方向で報告があったということなので、単にそういう報告ということでいいのではないかというふうに思います。

それから8ページ一番下の部分でございますが、これは非常に大事なことで、この汚染の問題ですね。佐原委員からも今お話がありましたけど、これちょっと非常に大事なことなのでねちょっともう一回言わせていただきますけれども、このほぼ全域に汚染されているのはどうも土壤汚染ということで、先ほど出ました君津市の課長補佐の鈴木さんっていう方ですか、たびたび来て岡谷市で調査しているようでございますけれども、たしかに非常に汚染されていて土壤から出る空気汚染ということもあると。これはこの前の時に皆さんとこにっている3月14日の朝日、それから3月15日の市民新聞にもそのことが出ております。ですからそっちをまず対策を取らないと、地下水っていうのはそのために汚染されていくので、先に地下水が汚れているのがわき上がってくるわけではないわけです。ですからその土壤汚染をどうするかということが根本的な問題であって、これを放っておきますとさらに地下水汚染が広がっていくという心配がございます。これがですね、今は宗平寺とか片間町が結構高い。他にも5水源、高度浄水装置を付けておりますけれども、これがもっと広がって、一応汚染地区には今6水源あります。それが全部汚染されてそれをやめると。私たちはそれはきちんと対策をとって基準値以下になっていけばそれはそれで使っていけばいいだろうというふうに考えておりますけど、もしそれを全部廃止してくんだというお考えであれば、これが全部廃止された時は1万3400トン、もう一つそれ...河原口ですか、それを加えますと1万4900トンだかなんか、これを廃止しなければいけないことになります。その時にたとえダムから1万トン取水してそれで間に合うのでしょうか。それよりもやはり今の水源をきちんと守っていくということが基本であって、そのために土壤対策をきちんとすると。それで、この前市の方は600億というような話がございます、だけでもその鈴木さんからのお話によれば、その調査はそんなに掛からないのでまず調査をすべきではないかと。早く手を打たないと大変なことになると、っておっしゃっております。それから9ページのここもちょっとだぶる部分ですけども、調査結果が出ているというこの調査結果が出ているという限りはこの調査結果を出すべきでそのデータ...をこれにつけていただきたい、こうゆうふうに思います。水道法第5条のことで、できるだけ良質な原水をとると、これはもちろんそういうことで非常に大事なんですけども、これは取水施設をつくる際の基準でありまして、もう許可になって取っているところは配水するときにきちんと基準が取れていけば、浄化されていけばいいということで、これは必ずしもそのために汚染の進んだ井戸を閉

鎖してしまうという、その必要性はないということだと思います。それから河川水の対策の、砥川または横河川のその下のところでございますが、2番ですが、流量っていいます、砥川と横河川からはですねこの取水と言ってもこれは全然条件が違うわけですし、これはやっぱりちょっと別に考えていかなければいけないと。それから、そのもう少し下の現状把握というところの砥川ですね。湧水流量は年々減少傾向にあると。これの前ちょっと僕質問したのですが、農業用水にしても何にしても流量がどんどん年々減っているのだという意見が出ています。そのためにそういうところから川からの取水は無理だと。年々減っているということは、普通に考えれば、雨が減ってるというふうには考えなくちゃいけないんだけど、そういうことが統計的に出ているんでしょうか。その資料をできればつけていただきたいと。

#### 宮澤部会長

あの、笠原さんをお願いします。部会でも何度も検討して、今まとめに入っております。文言のところがここを直せとかですね、こうしてほしいというところで、何度も部会で過去に検討してきたことについて時間を費やしておられるような気がいたします。(笠原委員 はい)それは結構でございますが、(笠原委員 わかりました)部会で検討してきたことは、皆さんそれぞれ時間の中で協力していただいてやっているわけでございますので、どうか部会で検討していただいていることにつきまして、どうぞ付記するなら付記しろということにさせていただきまして(笠原委員 はい、じゃあ...少しまとめて...)はい。ここでまた再度戻すようなことで資料要求されても今その段階ではないと思います。どうぞまとめについて(笠原委員 それじゃあ、はい、意見を...)ご意見をお願いします。そろそろ急いでいただきませんと他の方の時間もありますので。(笠原委員 わかりました)はい。

#### 笠原委員

それじゃあ、10ページのまん中辺ですね。多目的ダムからずっと3行ばかり候補を決定しておくべきであると。この中に費用対効果ということが書いてございますので、これは本来なら財政ワーキングからの意見というものが取り入れるべきことだろうというふうに思います。

それから11ページの水道事業者の意見の岡谷市のところでございますけど、人口予測、この3行目ですか、その可能性を水不足が原因で摘んでしまうことは許されないというふうには書いてありますけれども、これはこの前の3万4180トンという中には、いろいろの事業をする部分は含めてトレンド法ですね、そういうものを含めた数字で3万4180トンということは、もう既に盛り込まれておることだと思いますので、その辺、そういうことを入れる必要はないのではないかとというふうに思います。

じゃあ、主なところは言いましたので...。それから、すいません。最後にじゃあ12ページの水道事業者の責務というところの2の一番最後でございますけど、事業者は住民の意見を聞いて判断するという、この場合の住民の意見っていうのは、こういう公聴会なんかの出た、あるいは部会の意見ということなのか、本当に広い意味の意見を聞くのだとアンケートとかそういうことが必要ではないかというふうに思います。それから、最後に県がダム中止で一方的にっていうけど、これはこれから部会それから検討会へ挙げて最後に決定することですので、一応住民の意思で、意見で決定されるということではないかと思えます。ちょっと長くなってすいません。以上です。

宮澤部会長

(清水委員 部会長、すみません。素案のことについてお尋ねしたいのですがよろしいでしょうか)  
はい。どうぞ。

清水委員

これはどういう格好でですね委員の手元へわたったのか、私のところへは昨日昼ごろにですね...

宮澤部会長

皆さん同じでございます。同じです。

清水委員

いやあ、私はね今聞いていまして、非常に細かいところまで言及しているわけですね、発言が。佐原委員さんは、この原稿とおぼしきものを持っているわけなんですよね。特定の人のところへは早くなんかそういう違った方法でいってるわけですか。

宮澤部会長

私は先ほど申し上げまして、(清水委員 そうですよ、これ)時間もあれ...清水委員さん、それは誤解です。

清水委員

ここへ持ってるんですよ、実際に。

宮澤部会長

あのね、私が事務局に指示しましたのは先ほど言いましたように、危機管理室との打ち合わせが終わりしたのは、22日のですね5時以降です。それで宅急便でそれぞれの委員さんのところへ全部お配りしましたので、多分委員さんのところに着いたのは昨日のお昼ごろだったと思います。

清水委員

はい、私のところへ届いたのはたしかにそうなんですけど、ちょっと見させていただくとですね、その原稿とおぼしきものを(宮澤部会長 清水さん、そういう...)持ってる方がいらっしゃるもんですね、そういうことになりますと非常に公平を欠くと思うんですね。(宮澤部会長 はい)そういうことの取り扱いについてね、やっぱり慎重を期していただきたいと私は思います。

宮澤部会長

清水さん、私はすべて公平にやっておりますので、今のお話しはそういうふうにご理解をしていただきたいと思います。そのあとどういうふうにご検討されたかはそれぞれの委員さんの問題であります。それで誠に申し訳ございませんけれど、部会でですね十何回までやってまいりましたところの検討のことを再度またお話しになっていらっしゃる方もおいでになります。ご主張はご主張として結構でございますが、過去において論議をしたこと等につきましてはですね、まとめの段階でございますので、またが

り返しになります。どうかそういうことで、小沢委員さん一人残して特別委員さん申し訳ないのですが、小沢委員さん、そこら辺も含めてお願いを申し上げます。はい、どうぞ。

#### 小沢委員

砥川部会報告、精力的にまとめていただきまして御礼申し上げます。ご苦労さまでした。それで、一つの案にまとめ得なかったのは残念なことです、A案・Bダッシュ案の併記という形になったのもやむを得ないと思います。細かい点に関しては意見もありますが、それは今は申し上げないことにいたします。

それで、この部会で一番やりにくかったことは、基本高水が最後まであいまいであったということだったと思います。そのためにいろいろ苦労しましたが、私ども最後にBダッシュ案を提出いたしました。(宮澤部会長 はい) 本当にご苦労さまでした。

#### 宮澤部会長

すいません。えらい少なくしちゃって小沢さん、申し訳なかったですが、もし言いたいことあったらあれでございませう、ありがとうございました。続きまして新村委員さん。

#### 新村委員

私も以下同文で短くいたしますから。大変、部会長さん、短い時間内にこれだけおまとめいただきましたことをまず心から敬意を申し上げます。

あと、字句の点等では若干これだけ短い時間に出したから先ほどどなたの委員もおっしゃったが、また対応は適当にまたお考えいただいてお渡しくださることを求めます。

最後に議事録を1回から13回までと、公聴会の議事録をすべて添付して検討委員会へお回しいただくことを要望いたします。以上でございます。

#### 宮澤部会長

そのつもりであります。はい、林委員さん。

#### 林委員

岡谷市でございます。大変ご多様の中、13回におよぶ検討、本当にありがとうございました。残念ながら総合治水計画、総合利水計画、一本に絞り切ることができなかつたわけでございますが、この賛成・反対、両派に通じて共通の認識というものは砥川は危険な川であるということが一つあったかと思えます。また、岡谷市の水事情は非常に悪いということも共通の認識であったかと思えます。この共通の認識、この二点については、特に付記していただきたいとお願いをいたします。

岡谷市はこの水の確保のために懸命の努力をしてきております。山林の育成も昔から行ってきておまして、むかし終戦後、昭和20年代、はげ山だった山が豊かに茂ってきております。また有収率の向上にも積極的に取り組んでおまして、古い水道管は随分取り換えを進めてきております。有収率に関しては県下でトップクラスというふうに認識をいたしております。また地下水調査も最初、当初260本、現在200本近くの井戸を継続して調査をしてきております。水脈の調査も過去に行っております。様々な努力をしてきております。特に節水教育ということで、小学校1校、中学校1校、試験的に高額

の節水弁をつけまして今試験的に節水をさせております。常に危機管理をしてきておる中で、さらにこの東俣川水系からの取水という、この危機管理に向かって岡谷市は取り組んでいくという決意を今ここに改めて申し上げていきたいとかように思っております。

なお、空気の汚染の問題であります、これ長野県全体、内陸圏では最大の工業製品出荷県でありまして、県の空気汚染調査の結果を尊重していきたいと、かように考えております。以上でございます。

宮澤部会長

はい、ありがとうございました。では今度検討委員会の... (岡谷市 部会長よろしいですか) よくないです。今はそれぞれの委員さんのご意見でございますので、それで今あれで結構でございますので。

林委員

先ほど冒頭に訂正をしなければいけない文章があったわけですが、(宮澤部会長 そうですか) この意見の中でしてくれという指示でございますので、(宮澤部会長 それじゃあ、はい、はい、はい) ぜひ訂正をさせていただきたいと思えます。

宮澤部会長

はい、わかりました。訂正の個所ございましたら、幹事会の方から岡谷市。

岡谷市

記述の追加とご訂正をお願いしたいと思えます。本来ならばこの意見発表が始まる前に訂正すべきところございましたけれども、タイミングが崩れてしまいました。申し訳なく思っております。ここで...

宮澤部会長

ちょっとですね、また事務局の方へお出しいただけませんか。(岡谷市 ああそうですか) それでお願いいたします。(岡谷市 はい、わかりました) では松島委員さん、続けてお願いいたします。

松島信幸委員

お願いします。このA案と本日出されましたB改定案ですね、この形のものをご検討委員会へ出していくってそういう流れだと思いますので、先ほどもB改定案の説明がありましたが、その内容も十分に反映するような形ということになりますと、A案の方もそれと全く平等なような形にして、ここが一番基本になりますので、検討委員会の方で理解しやすいような形をお願いしたいなあと。一番重要な第1部になると思えます。その第1部の中でちょっと軸のことで訂正した方がいいんじゃないかなあと思うことがありまして、これは下諏訪町のことに関係するんですけども、A案の最後から3行目ですね。下諏訪町は東海地震、地球温暖化などに関する危機管理のためにこれこれとあります。ここのところに危機管理ですから、東海地震、次は糸静線中部に想定される地震が最も重要でありまして、例えば県が長野県地震対策基礎調査などに発表されとるように、想定される地震規模は8.01というように、マグニチュードで言って、ものすごく内陸部ではトップクラスなんですから、これの早急なこととも指摘されておりますので、これはちょっと東海地震だけじゃちょっと不十分だなあと、こう思ひまして、

その同じことはですね8ページと11ページにもあります。全く同じ形で載っています。

それから次いきます。5ページのところに地質のところですか。5ページの地質のところには括弧2、一番トップです。(2) このところに私が出したことを書いていただいているのですが、ちょっと軸の訂正をしていただければありがたいということで、これもちょっと後ほどじゃあ今日じゅうに出すとか軸の訂正だけなんですけれども、そんなことをお願いできればということがあります。(宮澤部会長 はい、はい)

それからもう一つはですね、6ページをお願いしたいのですが、6ページの第5章、その他治水対策とこうあるんですけども、先ほどから伺っていると砥川のこの治水問題はもう共通認識として非常に重要であるということ、どちら側の方も言われておるわけなんで、このだい...これなんか最後へ付け足しのようになるとってちょっと存在理由が軽いんですね。私の意見を言わしていただきますと、これは基本高水の章が第2章にあります、その第2章の次に第3章という形で砥川中上流域の治水対策という項目を入れてほしいというお願いなんです。なぜかと言うと、下ばっか一生懸命やったって上がおかしければこれどうしようもないですから、それは重要なことだと思いますので、これ最初から私も強くお願いしとったことであります。そんなことをお願いします。以上です。

宮澤部会長

はい、わかりました。はい、続いて浜委員さん。

浜委員

はい。13回にわたる部会、特に部会長には大変公平に議論を進めていただいたことに対して心から敬意を表します。この部会を通じて砥川というものが危険な川であるということ。それから先般の公聴会でダムは必要ないと言われている方々の中にも河川はあふれては困ると、こういった意見がありました。そしてこのA案・Bダッシュ案ということで、これから検討委員会に挙げていただくわけですが、今日委員長もお見えでございますけれども、検討委員会の一員としては、今後どのような形で結論を出していくべきなのかということが非常に難しくなってきたということも私検討委員会としては、委員としてはそのように感じるわけでございます。

また利水のことにつきましては、これも明らかでなかった岡谷の水というもののいろんなものが私も利水のワーキングの一員として勉強させていただく中でよく理解ができてきたということとともに、岡谷の住民、市民の方々に対しても明らかになってきたことではないのかなと、いうふうに思っております。

さらにこの砥川の水というものを将来にわたってどう有効利用をしていくのかということにつきましては、種々論議がございました中で、特にワカサギの遡上の問題。それから農業用利水の問題。この辺のことについてその重要性というものがよく理解をされたわけでございます。4章の中で減反により使用量が減ったということが書かれておりますけれども、意見聴取の中ではたしかにこの40年の中では40%50%の作付けの面積が変わってはいますけれども、その用水量についてやはりそれと同様減っているという意見が農業者の中から強く出されておりましたので、その辺についてはできれば記述をしていただければ、というふうに思っております。以上です。

宮澤部会長

ありがとうございました。はい、次、高田委員さん。

高田委員

いくつかございます。まずこの1ページの冒頭のところ、あふれては困るというこの2行ですが、私ここは清水委員が言われた砥川下流部の洪水対策は緊急を要する課題であるという認識で一致していると、こういうことにして欲しい、この言葉自体はちょっと唐突で、多分超過確率洪水に対して総合治水という前提を問われたんじゃないかと私は思います。それでこの言葉をここから削る代わりに、この6ページのその他という言葉よりもっと重みが大いのですが、この超過確率洪水対策、これを入れてほしいと思う。これは皆さんおっしゃっている総合治水という内容の話です。この中で例えば文章として、計画高水流量を上回る洪水に対して大きな被害を生じない洪水対策を講ずる必要がある。それには溢水しても破堤しない堤防への強化とか、流出抑制を含む総合的な対策を充実する、こういう言葉をどっかへ入れていただきたいと思います。

それと、ここの1ページの河川改修案Bダッシュ案のところの、この国土交通省のやりとりというのは非常に短い時間の中で、短い言葉のやりとりですんで、土堰堤としての議論、私はちょっとここは引っかかるところあるんですが、Bダッシュ案がちゃんと採用されたら、ここのくだりは仕方がないなど。今ここで非常に言葉数の多い複雑な表現を使わざるを得ませんので、それは今のところ考えておりません。

もう一つは、ここでは財政面からの記述がどこにも入ってないのですが、利水とか森林とかいうまとまった形で入れることは多分難しいと思うのですが、お金の話しをもうちょっと入れるべきだと思います。

それでもう一つは、私が一番強くかかわってきました4ページの基本高水のところです。それで、この国土交通省の表現、つまりカバー率から話しを進めるんじゃないですよという、このくだりに対しては私何遍も考え方を言いましたし、4ページの一番上に書いています、河川砂防技術基準(案)のカバー率50%以上、というこの言葉で私はこれを優先させればいいということです。その次のカバー率についてというこのくだりは、国土交通省の担当者がこういう話しをしたという見解をここへ挙げるということだけの意味としか私は考えておりません。これはこのままでも結構です。基本高水流量の決定ですが、ここで部会長は先ほど二つの対比、つまり320トン、これは林委員が出された。それと武井秀夫委員の160トン、あるいは200トン。これを対比されたということなんですが、これに対して私は先日基本高水の選択肢についてという文章お配りしました。その中の一番下に参考と書いたところで書きましたように、これは24時間雨量ですんで、これを2日雨量に引き伸ばすというのは乱暴です。ですからここはちょっと修正して、ここにこの二つに対して私の述べたような、つまり24時間実績降雨を48時間確率降雨量に引き伸ばす流出量算定法で得られた320トンというのは、正しい算出方法によるものではないという私の指摘。こういう言葉をもう一個入れてほしいなと思っております。あとは特にありません。13ページの一番最後の横河川の話は、ここではいらないと思うんです。ちょっと砥川とは違うと思うんで。以上です。

宮澤部会長

はい。ありがとうございました。はい、植木委員さん、お願いします。

## 植木委員

はい。部会長どうもご苦労さまでした。かなり両論の意見をですねうまくまとめているのかという感じがしております。それで重複は避けます。数点だけ意見を言わせていただきます。

まず第1部ですね、また公聴会において河川はあふれては困るという原則っていうところうんぬんがあります。これは考え方の違いでしょうか。これは私は当然の話しであって前提であって、部会のこの報告の中に入れなくてもいいのではないかという考えでございます。

それからA案とBダッシュ案というのがこれまでの流れの中できた一つの基本的な大きな点ですから、これはもうこの線に沿っていくということになるわけですが、先ほど宮坂委員からも出されましたB改定案が要するにBダッシュ案がですね、多分具体的な話になると思いますので、この辺を具体的な話しとして持っていくことになるのかなっていうふうに思っております。

それから二点目ですけども、ちょっと奇異に感じたところがありまして、12ページですね、12ページのところなんですけど、第3部第2章の総括がここに来ております。この総括というのは他には見られないここだけなんです。章の総括は書き方としてあって当然なんですけど、この辺がちょっと統一とれていないということと、それから総括であったにしろ、ここはまとめの段階ですから、そうしますと前段のですね各項目でいねいにここで各項目で説明されてるんですが、その辺を受けたやはり総括にならなきゃいけないはずであるのに、水道事業者の責務がここでどんときてると。もしこれをどうしてもつけるということになればですね、別な形でつけた方が流れとしてはいいだろうと。むしろこの水道事業者の責務は必要なかどうかと。(宮澤部会長 はい)私の場合はこれはこの章の中では第2章ではここにポンと出てくるようなものではないのではないかなという感じがしております。

それからもう一点ちょっと確認と言いますか、理解の問題なんですけど、第3章第4章、漁業関係と農業用水関係なんですけど、この話しはですね基本的にいずれの案でもですねA案でもBダッシュ案でもですね、どちらの案にしても工事あるいは改修の際には十分気をつけなければならない点であるということですね。そういう理解で私はとらえておりますということで、以上でございます。

## 宮澤部会長

わかりました。高橋委員さんお願いします。

## 高橋委員

結論から申し上げますと、部会報告素案で報告することにまず賛成いたします。全体的に感想を申し上げますと、限られた期間の中でですね、13回におよぶ委員会の開催、本当にご苦労さまでございました。特に地元の特別委員さんの方々からは切実なご意見、また貴重なご意見をお聞きしました。このことを委員会においても十分反映したいと考えております。

それから、いずれにしても論議をやってきた中で賛否両論があったわけですが、これを一つにまとめるということはしよせん無理があるかということで、併記ということで、併記の報告ということは当然かなと思っております。

課題として残りましたのが、部会での審議内容には限度があるなあと、こんな感じをいたしました。例えば地質の問題、基本高水の問題等々、技術検討がこの部会でどこまでできるかということだと思えます。これらの問題についてはこれから立ち上げる部会もあるわけでございますから、委員会の中で慎重に審議していただきたいなど、こんなようにも思っております。

最後に要望でございますけれども、非常に残念なことございましたけれども、最後の委員会において県の危機管理室長の発言に対しては、私は非常に残念なことだったなと思っております。部会と県政との信頼関係に大きなひびが入ったかなあと私はこんなようにも思っておりますので、県の理事者に対して強く反省を求めたいなと、こんなように思っています。以上でございます。

#### 宮澤部会長

ありがとうございました。本日お約束しました12時30分という時間がそろそろこようとしております。私は当初今日はまとめであるので、それぞれの委員さんにも同じご意見は削除していただきたいということでまとめ案に入った、3月の16日のものを確認した上で今日入ったわけでございます。そのわりには、どうも同じ意見が再度出てございました。言い回しの問題もあったかと思えます。しかし私は小沢委員さんがいみじくも申されましたですけど、まさしく基本高水の問題が一定の形ができなかった。だから財政ワーキングの報告にも至らなかった。こういうことでございます。残念でございますが、今回の二案に絞ったのは本意で二案に絞ったわけではない。不本意ながら二案にせざるを得なかったというのが実態であります。先ほど高橋委員さんもお話しありましたですけど、今回の部会の検討の内容は道半ばでございます。と言いますのは、基本高水の決定によらないですべてが狂ってしまったと、こういうふうに私は理解しております。今、各それぞれの委員さんから出されました。ちょっと宮坂委員さんから出された5人の意見は別問題といたしまして、私は他の意見はそれぞれ検討している内容でありまして、あとは言い回しの問題だと思っております。それから、皆さんの出されたご意見は私申しましたように、論点整理、また議事録をすべてつけることによってこの今までの論議の内容、例えば佐原さんから出された問題、笠原さんから出された問題、武井さんから出された問題、これにつきましてはですね、もう何度も議論をしてきている部分もございます。また新たに固有名詞へ上がっておりまして岡谷市さんとの話し合いの問題もございました。しかしですね、私ども検討委員会は岡谷市の水はあくまでもダムから取水するというのもってできあがってきた問題であります。岡谷市の地下水の問題、土壌の問題、空気汚染の問題。これは岡谷市内部でもって今後多くの議会をはじめ、多くのところで議論をされていく問題だというふうに思います。しかし、岡谷市の水が、私どもこの検討委員会で核として受け取らなければならないのは、あくまでも検討委員会から出された、特に利水ワーキンググループから出された問題であります。こら辺のところの利水の問題のことについて皆さん方の出された意見は、すべて検討委員会に挙げさせていただきますけれど、そこは必ず賛成・反対、見方も片方の意見の見る人とそれと反対の意見の人たちがまっぴらつにわかれたということでございます。先ほど高田委員さんがおっしゃられたように、言い回しの問題は不服があるということでございます。こら辺のところはまたそれぞれ手を入れさせていただきたいと思っておりますけど、全く今日も平行線の意見を片方の方がおっしゃっておられたというふうに理解しております。そういうところでございます。そこら辺のところのポイントにつきまして少し整理の時間を取りたいと思っておりますので、10分の休憩をはさませていただきたいと思います。よろしく願います。検討委員会から出ていらっしゃる委員の皆さんは部会長席のところにお集まりいただきたいと思います。よろしく願います。はい、どうぞ。

#### 植木委員

部会長が取り上げるかどうかは（宮澤部会長 それを今ここで検討したいのです。検討委員会の皆さん

んと)私の勝手な意見で申し訳ないんですけども、(宮澤部会長 はい)この部会ではきわめて重要だったのは基本高水でした。(宮澤部会長 はい、はい)それでこれに対してかなりの時間を費やしてまいりました。それで、結局前回までには基本高水ワーキングからの意見が出なかったということで、(宮澤部会長 統一意見ですね、統一意見)ですね。今日大熊座長が来ていることはご存じだと思うのですが、昨日ワーキングの方で議論したという話しです。私はその議論の報告は聞きたい。なぜかと言いますと、ここまで長く基本高水をやってきて、一応3人が集まって昨日頭を突き合わせて話し合ったということですから、それは統一かどうかは私はわかりません。ですから、もし部会長が許すのであれば報告を聞かしていただければと、わずかな時間でよろしいのですが、というお願いでございますが。

宮澤部会長

はい。私は今その話を聞きまして、事務局から統一した意見であるかどうか。それから検討委員会で出された、検討委員長のこれは方針でございますけど、私どもも利水委員会も含めましてですね検討して、統一意見でなければ私ども聞く必要ない。もし私の方からそういうような中途半端な意見で、またここでもって論議が差し交わすようになったら、逆に大変な問題になってくる。もう一回はじめからやり直しになりますから、統一した意見を私は求めました。先ほど事務局の方に承りました。「これは基本高水ワーキングから統一した意見だね。」と聞きましたら、そうでないというご意見でございました。ですので私はここでもってワーキングの方から基本高水ワーキングの方から検討委員会の委員長からも何もございません。検討委員会では一本にならないということで、それで上に挙げた中途半端の段階の案でございます。そのことについては私の方ではいまさら部会です、その案を聞いたところで一本になるという可能性があるなら、部会は最初からまたやり直しになりますが、そのような統一意見ではないということでございますので、私はそういうふうに判断をしたわけでございます。どうでしょうか。はい、どうぞ。

高田委員

細部にわたって3人の意見が一致したわけではありません。ただし、今日のこの案件にも書かれているように、3人が一致しているところたくさんあります。それで私はここにも、カバー率は50%以上でよろしいと。そういう一致点はこれまでたびたび話しをしてきました。そういう背景をまだ高水ワーキングの座長からこの砥川部会へは一度もおでましになっていただいていませんので、その辺を座長、常に私は代行的に言うてきましたので、座長からはっきり聞いていただきたいと。

宮澤部会長

他に中島さんどうぞ。(高田委員 そう思います)

中島委員

今、宮澤部会長の言われたことが私は正論であるというように思います。(宮澤部会長 うん、それは当然だよ)それで、もし大熊委員の意見を聞くだったら、松岡委員の意見もこの場でお聞きしたいのです。

宮澤部会長

私、いろいろな意見がございますと思いますけれど、ここで賛否採ってもいいです。しかしですね、今、最後のまとめにはいっております。このことの元凶は基本高水ワーキングから一つの方針が出されなかったということで、私は非常に個人的には憤りを感じております。これだけの費用を費やして、そしてこれだけのエネルギーを費やして、ここでもってやっていることは既におわかりいただいているはず。それからですね、私どもは座長に、検討委員会では座長がそれぞれの部会に行き行って答えをするということは検討委員長からは言われておりません。そういうくんだりは検討委員会でもございません。ですからそのところに出ていた代表している委員がそのために出ていたわけでございます。これはわざわざここで一番問題になりまして、一番まとまらなかった元凶であります基本ワーキングの座長は責任を取っていただくという気持ちぐらいあるくらいであります、大変私としては憤りを感じております。そういうこともございまして、私としてはそれが本望だと思いますが、皆さんのまずご意見でございます。いいですか。私はもうここでもって数でいきたいと思っております。皆さん中で今二つに分かれております。ここでなんで私は基本高水ワーキングの座長の意見を承るのだらうと思って不思議でならないところであります。基本高水ワーキングについては高田委員さんから一本化に絞れませんでしたと、いうことでもございまして、16日の日にそういう話しをしたところでございまして、これ以上のことについてはいかがでございましょう。他の人の意見をお聞きします。はい、清水さん。

清水委員

正直申し上げまして、私は前回の時もそのことの指摘をしたわけですが、(宮澤部会長 はい)今ここへきてその話しをお聞きしても実際のところ困ります。ですから、私は検討委員会へゆだねたわけですから、そこで十分な議論をお願いしたいと思います。それから多数決もやめていただきたい。せっかくここまで多数決をやらずに真摯(しんし)に議論してきたわけですから、そういうことでお願いをしたいと思います。

宮澤部会長

はい、他に。新村委員さん。

新村委員

重大な問題だと思います。このことで終始議論をしてきたわけですね。(宮澤部会長 はい、そうです)特に今回も二案の他に基本高水については検討委員会に任せました。もしこのことがそういう答えが今高田委員もおっしゃっていたが、あるとするならば、冒頭に今日宮澤部会長からまずこの会の冒頭に少なくとも今日は大熊委員が来ているとか、いやあ宮地委員長が来ているとか、そういうことだけれどもどうだということもまず全協かなんかで諮るか何かして出るならこと。そうでなくてね、こんなおしまいや前にきてなんて、とんでもない話しでして、

宮澤部会長

それはちょっと誤解しています。今朝ですね私ここへ着きましたのが9時何分でございますが、その時に大熊さんが見えられて説明をしないと。私は1本に絞られたのですかって言ったらそうじゃないと。

新村委員

だから1本ならばいいですが、そうでなければ聞く必要はございません。

宮澤部会長

(高田委員 ちょっと部会長...)あのね、高田さん、すいません。あのね財政ワーキングもですね、高田さん何度も私これ個人の名誉の問題なるから言いませんけど、例えば財政ワーキングの座長。今財政ワーキングで問題なっているということになりますとですね、7日の日、忙しいスケジュールですね東京から来て私どもは会議中抜け出して財政ワーキングやっているのです。それで、基本高水ワーキングでは、この問題について何度も高田委員さんがおっしゃられたようにメールではやりとりしたけれど一度も会って発言をしてない、検討してない。こういうことは部会に何度も説明あったことです。それで私どもも仕方がないから皆さんの中でもって検討委員会の中で基本高水ワーキングの考え方を全員に聞いて、よろしゅうございますか、全員に聞いて基本高水ワーキングの考え方をベースにしてこの二つの案に絞ったんです。その時に公聴会の皆さんから出されている意見、これを大きく聞いて、それでこのB案をつくったんです。これを、また元に戻すような、それが統一見解で検討委員会で作られる案なら別ですけど、これだとしたなら部会の審議っていうのは、検討委員会の方のスケジュール、部会のスケジュールも全く無視した考え方でもってやっていた。そこへ私は大体今日あたり来るのじゃなくて16日にもご出席を求めたはずですよ。にもかかわらず来られない。こういうことで、今まで高田委員さんからそういう発言は何度もございました。ですので、私はここで新たに欠席もとりませんが、意見も出ておりますので、基本高水ワーキングの座長からの説明は1本に絞られた、この部会の結論を左右する、例えば基本高水がいくらだ。こういう案なら結構でございますけれど、そうじゃない考え方だったら私ども聞く必要はない。植木委員さんからお話してございますけど、そういうふうに思っておりますけど、いかがでございますでしょうか。(異議なし)異議なしということにさせていただきます。

異論がある方はここでさっき休憩時間を私宣言しておりますのでこちらの方にお越しいただきたいと思えます。(高田委員 ...もうひと言だけ)はい、どうぞ。

高田委員

この素案の4ページ一番上にあるように、このカバー率、常にカバー率が一番問題になったわけですよ。

宮澤部会長

いやあ、その話しは今さっき終わりましたね、今ここでもって検討委員の皆さん6人を(高田委員 いやあ、この前...)お願いしております。

高田委員

一致した意見というのはこの上の2行です。これは報告しています。(宮澤部会長 はい。50から100ということですね)そうです。

宮澤部会長

それは明記させていただきました。はい。(ひと言よろしいでしょうか)今ちょっと休憩入っておりますので(宮坂委員 休憩の時にねこういう大事なことを言うのはおかしいですよ)休憩じゃないです

よ、まだ休憩に入ろうとしたところが今ご意見があったから、(宮坂委員 だから休憩に...)では、宮坂さんどうぞ。はい。

宮坂委員

ありがとうございます。

今、検討委員会の方の立場とね部会の方の特別委員の立場とちょっと違ってると思うんですよ。話しの中が。私たち特別...私たちっていうとおかしいですね。私、特別部会員としてはですね、やはり基本高水の見解が遅れてはいたんですけども、座長からですねという答えが出るかわかりませんが、それはぜひ聞きたい。と言うのはですね、基本高水が決まらないもんでこんな二案併記になったわけですよ。それでぜひですね...(宮澤部会長 だから今その話ししたでしょう)ですからね、(宮澤部会長 統一見解じゃないって言ってんだから)いやいや...

宮澤部会長

なに、だからB案が浮上してきているんでしょう。

宮坂委員

いや、ですから意見、意見です、私は。お聞きしたいんです。

宮澤部会長

もういいですよ。意見は先ほど聞いたように、この状況を基本高水ワーキングの座長がどのようにとるかです。もうそれに私はお任せしたいと思います。これだけ、何度も11月から私どもは基本高水委員会に対して基本的な見解を出してほしいということを述べて、3月16日が最終ですよということで待ちに待ってですね、それで来られなかったの、私どもはこういう代案をつくった。そこへきて、今日来てですね、しかも統一意見を出すならともかく、個人の意見だなんて、そんな状況ではとてもとても議論ののってく状況ではないと思います。私はよくそういうようなお話しが今日来たものだなあと思って、残念に思います。もっと責任を自覚していただきたい。私はこういう気持ちであります。休憩を取ります。10分間をお願いします。

< 10分間 休憩 >

宮澤部会長

すいません。休憩前に引き続きまして部会の取りまとめに入らせていただきます。

今、植木委員さんの方から基本高水ワーキングの座長の出席についてということでありましたですけど、今植木委員さんと検討したところ十二分に状況を理解していただきまして、基本高水ワーキングから統一した見解が出てないということで、私どもその中でこういう経過でもって取りまとめをしたということ再度確認いたしまして、植木委員さんの方から今日のワーキング座長のご説明については、今の発言は取り下げさせていただくということがございましたので、その件につきましては私ども部会として今日取りまとめさせていただいた内容を検討委員会に挙げさせていただいて、今の状況も含めて検討委員の皆さん方に十二分に議論していただくと。こういうことでお渡しをさせていただいたわけ

でございます。いろいろな問題が出されました。調査の問題。例えば中村さんから出された山地の調査。根をしっかり張るような木を植えること。利水の危機管理等、等々問題が出されました。それから林委員さんの320というのも、これも一つのご意見として載せさせていただきます。それから高田委員さんのところについてそれを入れるならこれも入れてほしいと、こういう意見もございました。何度も高田委員さんが最初に出された河川改修案も育ててほしいと、そういう時の意見だったと思います。それから基本高水の320の意見もそういうような意見で、皆さんの意見がそれぞれ出されたということをおどもはそれを列挙しまして、そして報告書の中にはその論点の議事録。それから論点整理の内容。それから皆さん方から出された検討委員会に出された全部の資料。小沢さんからも出されました。武井さんからも出されました。中島さんからも出されました。佐原さんからも、笠原さんからも出されました。そういう資料は全部付記させていただく。それから宮坂さんから出されました放水路案。この検討につきましても全部報告させていただくと同時に、今日の報告書も全部付けさせていただくということでございます。そういう扱いの中で一つ問題になってまいりますのは、今の頭の言葉。部会では河川は、砥川は危険な河川であるということを入れてほしいということの案文。それから公聴会において、今日もお見えだと思いますけれど、そんなこと決まったことじゃないかということで、車いすでお見えの方が大変大きなお声でそのことを叫ばれました。そういうことで、先ほど河川はあふれては困ると。高田委員さんから出ました超過洪水の問題。これも若干ふれた方がいいということでございます。そこら辺の案文の骨子のことについては部会長に任せていただきまして、各委員さんとふまえてお話し合いをさせていただきたいと思っております。私自身としては、大変、残念な結果の報告書になったわけがあります。と言いますのは、私は一つの案に絞るべきだと。と言いますのは、行政でやらなきゃいけないのは一つの案でございます。私も当初ですね、検討委員長が途中で二論併記の場合もあるよというお話をマスコミの方にされたときは大変悩みました。また多くの方からいくらお金使ってやっつけて二論併記なんてこと最初からわかってやっつけてるのかと、こういうお叱りがございました。そういう中で私ども唯一のそのつてを基本高水ワーキングからの統一見解に求めたわけがあります。その統一基本高水の中で全くどうにでも判断できるような内容でございました。これについては非常に私は残念でございました。それが私が先ほど申し上げた言葉の中に現れさせていただいてるかと思うところでございます。そういう中で小沢委員さんがいみじくも言われた。この段階の中においてはこの案しかしょうがないんじゃないかと、というような形の中でこの経過を、案としてじゃなくて経過の中で、公聴会の意見を聞いたり、それからここでやってきた今までの状況聞いたりしてこの案に絞らせていただいたと。この案を列記せざるを得なかったということだと思っております。この状況はですね今日も6人おいでになられます検討委員の皆さんにしっかりお渡しをしていただいて、そしてこれ以上の部会の取りまとめというのはなかなか不可能ではないだろうか。と言いますのは一つこの意見を言ったら、いやそんなことないぞという、こういうもう対立過程にございまして、それで私としましては、今日出された宮坂さん以下のこの提言、それから中島さんを含めて過去の出されたそれぞれの提言、含めてすべて一緒にして部会、部員の皆さんからの提言と、こういう形で検討委員会に挙げさせていただきたいと考えてところでございます。今日出されたこの素案は、先ほどの植木委員さんから言われたまとめ。これは実は治水のように全部まとめたかったわけでございます。ところが利水の方がそままでいけませんでした。ですので治水のまとめの文章はそのまま残ってしまいました。ここら辺のところの訂正、それから今日言われた列記、等々の問題を部会長に一任させていただきまして、早い時期に皆さん方に、もちろん27日の前に皆さん方にお渡しして、キャッチボールをさせていただきたいということで、そのことに意見がございませ

たらそれも列記をさせて検討委員会に挙げさせていただきたいと思うところでございますが、皆さんのご意見いかがでございますでしょうか。はい、どうぞ。武井委員さん。

武井秀夫委員

大変、部会長さんにはご苦労いただいているわけですが、確認なんです。(宮澤部会長 はい、どうぞ) 私たち今日、修正的にここの文言を変えてくれとか、ここんところは追加してくれとかというようなことを縷々(るる)述べましたので、それを部会長さんの段階で修正して私たちのところへ返して下さるといわけですね。(宮澤部会長 はい)で、そこに主張された部分があるかないかっていうことは、もちろん私たちが確認させていただくということなんです。(宮澤部会長 はい)それだけちょっと、はい。それを確認したいんです。(宮澤部会長 全部...)要するに白紙委任みたいに、要するに部会長がまとめられるからそれでいいんだと言うと、今まで主張していた部分が斟酌されてるかっていう疑問が、これはもちろん部会長信用いたしますけれども、それは確認しないと私たちとしても、この3カ月間言い尽くしてきたことが現れてないとなんのために、徒労だったかなとか思っちゃいますので、その辺をご配慮いただきたいと思います。

宮澤部会長

はい。今日それぞれご意見が違うこともございました。今までの主張の中でお話をしている主張が異なるところ。例えば一番始めのA案です。松島委員さんの方から下諏訪町は東海地震、地球温暖化などに関する危機管理うんぬんと、ここで、ここで糸静地震も入れてほしいと。まあ松本地震ですね。これは下諏訪町の方からご提案された時に入っていないんですね。入っていないところを、これを入れていいものかどうかという見解もこれはあるわけでありまして。それで最終的な地質の項目のところ、近年発生が懸念される松本系魚川静岡構造線に沿った地震に関しての調査をやれと。また、やると言っておりましたので、ここのところに入れておきました。ですので、それぞれ前後を見ていただきますれば、それぞれの中で入っている部分があると思います。ですのでそこら辺の案文の仕方。例えば佐原さんから出された問題もございますが、これ岡谷市の見解はですね、岡谷市の市の見解でございますので、ここで...という形と、ここはあくまでも岡谷市の利水の問題についてはふれるところは検討委員会からワーキングの方へお出しした資料。それからまた検討委員会から返ってきたもの等々の問題について検討いたしました。そういう中でふれているものについてはたしかに1行になってしまったかもしれませんが、その思いはここに伝わっていると同時にその資料は添付でつくわけでございますので、どうかそこら辺のところはご了承していただきたいと思いますと思うところでございます。

本当に皆さんの熱い思いと同時に20年間ですねダムをつくった方がいいぞ、ダムじゃだめだと、こういうことで論争をずーっと繰り返してまいりました。その図式がここにまいりました。しかし私は部会のそれぞれの皆さんが本当にですね真剣で、それからもう勉強されて、本当にすごいことだなと。多分、全国にこれだけですな長い時間、全く反対の人たちが同じテーブルに乗って、そして一つのルールに従って話し合いをしたのは多分なかったんじゃないかなと思っております。そういう形の中で私どもの部会の限界、こういうようなものも検討委員の方々からは何度も主張されました。またこれから検討委員会の中で出されていく問題だと思っております。ですのでこの状況につきましてはですね、もう片方が言えば片方が反対する。こういう図式は多分私は変わらないんじゃないだろうかなと思っております。ですので、ここのところの、先ほど皆さんからこの素案の骨子、大体の流れ、これはまあこういうところ

だということでありましたので、それとご意見はご意見として付けさせていただくしかないということで、一本に絞るだけの努力はしたということだけはどうかご理解をしていただくと同時にそこら辺の個々の問題がございましたらどうぞお出しただいて直させていただきますと。それから皆さんから出された資料、これが一番大事です。意見も大事です。これをしっかりと添付させていただきます。これを検討委員会の皆さんにはしっかりと受け止めていただくということで結論を出していただくということに私はなろうかと思っております。そんなような状況でまとめていきたいと思いますが、この取りまとめについていかがでございましょうか。

(異議なし)

はい。いろいろなお意見がございました。委員の皆さんには本当に、多分延べ時間におかれてはすごい時間だったと思います。それも本当に真剣にやりました。それから多分、議事録につきましても、浅川とは4回くらい違って私どもの議事録は早くできているのじゃないかなと思います。そんなことで幹事会それから事務局の皆さんに改めてお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。また、全国はじめてでのこういう試みに対してマスコミの皆さんも本当に真摯に対応していただきました。心から感謝の誠を捧げたいと思います。ありがとうございました。また傍聴の皆さん。多くのところでご意見をいただきました。公聴会の意見もそれなりに参考にしながら受け止めながらあったと思いますし、また県の立場また市・町の立場、それぞれ市長さん、町長さんお見えでございます。そういう中で皆さんのお気持ちもそれぞれ次の段階に反映できるようなステップがこれから採られるのではないかなと思います。大変、長時間でございました。これをもちまして13回終わるわけでございますが、これで検討委員会にこの状況で委ねました。その後また報告がほしいということでございましたら、部会長とそれから部会長代行、それから6人の検討委員の皆さん等含めまして、皆さんのどうするかということは結論を出していかしていただきたいと、こんなふうに考えるところでございます。本当に、すべての皆さんが心静かにテーブルについていただいて本当に感謝を申し上げます。それぞれの皆さんの一期一会に心から感謝を申し上げまして、第13回目の部会の終了とさせていただきます。本当にありがとうございました。